

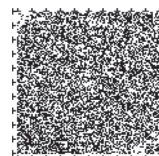
第4期 郡山市地域福祉計画

2022(令和4)年度～2025(令和7)年度

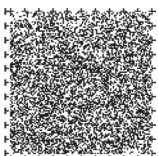


郡山市

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

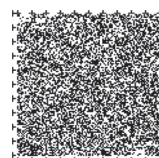


第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・目的	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制	8
5 郡山市社会福祉協議会との連携	9
第2章 現状と課題	10
1 郡山市の現状	11
2 郡山市の課題	21
第3章 計画の基本理念と基本目標	30
1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 計画の体系	33
第4章 重点施策の展開	34
1 重点施策の展開	35
重点施策1 地域福祉の担い手の育成	35
重点施策2 地域活動への支援・参加の促進	36
重点施策3 見守り支援体制の整備	37
重点施策4 包括的支援体制の整備	38
重点施策5 関係機関との連携体制の強化	39
2 関連事業一覧	40
第5章 計画の推進	51
1 郡山市社会福祉協議会との協働による推進	52
2 横断的取組	52
3 計画の進行管理・評価方法	56
資料編	57



第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の背景・目的

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方であり、本計画は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画になります。

近年、少子高齢化の一層の進行や核家族世帯及び単身世帯の増加などによる社会構造の変化、また、個人のライフスタイルの多様化により、地域のつながりの希薄化や家庭や地域でお互いに支えあう機能の低下が顕著となっています。

また、前述した社会構造の変化により、既存の制度や分野では対応しきれない複合化・複雑化した課題に係る行政への相談ケースも増加しています。

こういった社会状況の中、2020（令和2）年度に「地域共生社会^{※1}の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）により社会福祉法が改正され、2021（令和3）年4月1日に施行されました。地域福祉計画に係る概要については以下のとおりで地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う体制の整備を目指すこととされております。

第二 改正法の内容

I 社会福祉法の一部改正

一 包括的な支援体制の整備に関する事項

2 重層的支援体制整備事業に関する事項

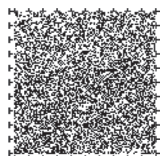
(七) 地域福祉計画の見直しに関する事項

イ 市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとする。 (第107条第1項関係)

ロ 都道府県地域福祉支援計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項を定めるよう努めるものとする。 (第108条第1項関係)

(2020（令和2）年6月12日厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省保険局長、厚生労働省政策統括官発出「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）より抜粋。)

※1 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」といった関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



今後、多様化していく地域福祉のニーズに対応していく必要があることから、「自助※₂」を基本とした上で、「互助※₃」、「共助※₄」、「公助※₅」を適切に組み合わせることにより、市と住民、関係機関、事業者等が協働しながら支えあう地域共生社会の実現を目指すため、社会福祉法等の関係法令の趣旨に鑑み、第4期郡山市地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

【自助・互助・共助・公助のイメージ図】

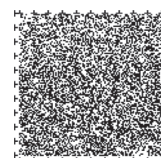


※2自助：市民（個人・家族など）が自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力や行動。

※3互助：自助ではできないことを市民などで互いに解決し合う支えあい。

※4共助：年金、医療保険、介護保険などの被保険者による相互扶助。

※5公助：公的機関による体制やサービスなどの支援。



2 計画の位置づけ

(1) 関係法令等による関係

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）及び関係通知等に基づき、定めるものです。

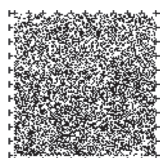
地域福祉計画は、2000（平成 12）年 6 月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。

内容は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるものであり、福祉分野ごとの「縦割り」では解決が難しい地域生活課題に対し、庁内関係部局による協議をはじめ、専門職及び有識者との意見交換や市民に対するパブリックコメント（意見公募）などの手法により必要となる施策の内容や体制などを定めていきます。

地域福祉計画の策定については、2018（平成 30）年 4 月の社会福祉法の一部改正により、策定について任意とされていたものが努力義務になるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」を記載するように改正され、各福祉分野で策定される個別計画の「上位計画」として位置付けられました。

さらに、2021（令和 3）年 4 月の社会福祉法の一部改正により、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として新たに追加されています。

福島県においては、市町村の地域福祉の推進を支援するために、社会福祉法第 108 条第 1 項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として「福島県地域福祉支援計画（2021（令和 3）年度～2026（令和 8）年度）」を策定しています。

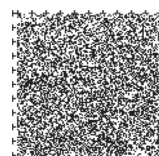


〈社会福祉法 抜粋〉

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

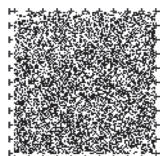
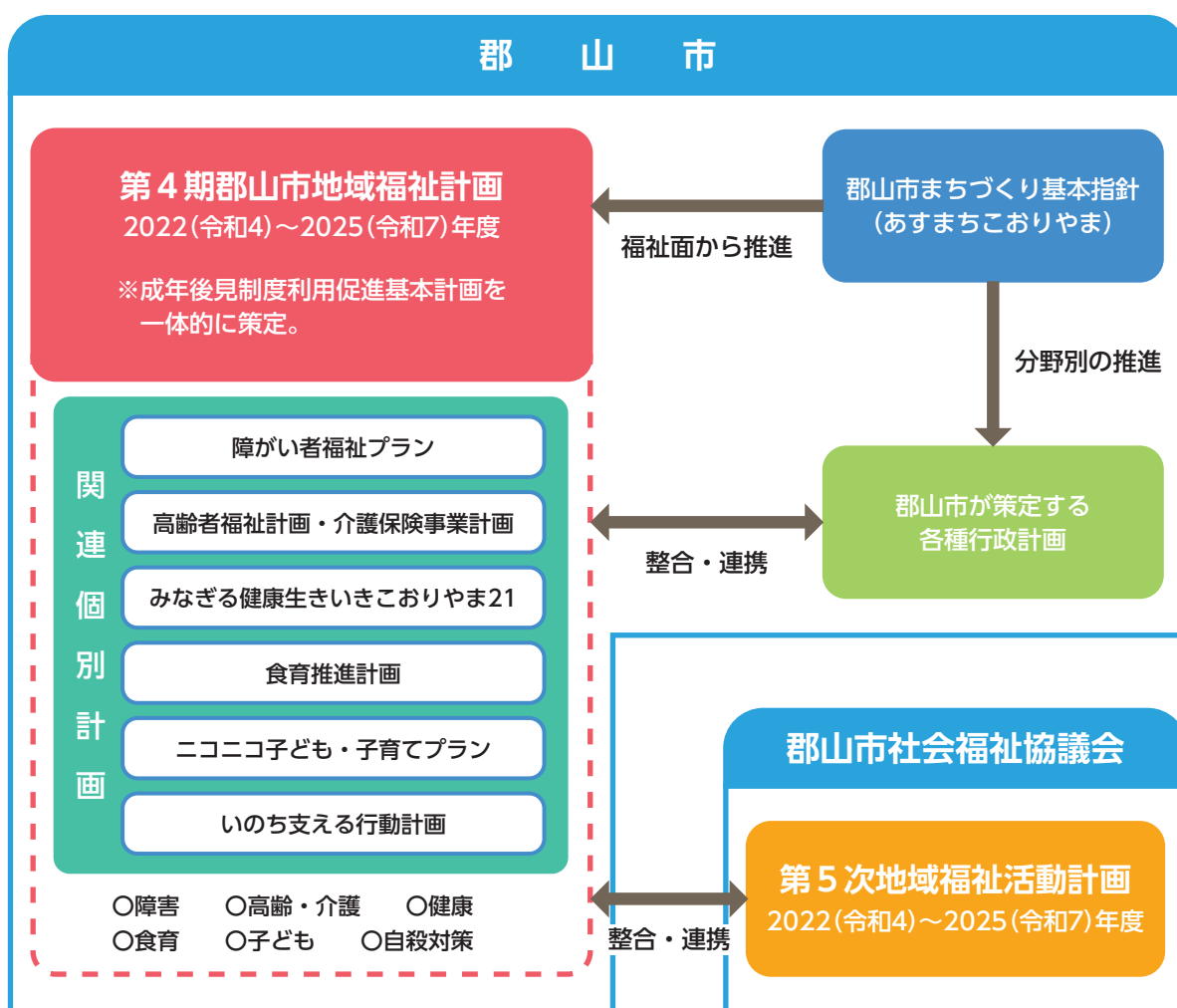


(2) 郡山市の他計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の保健福祉に関連する分野の部門別計画であると同時に、保健福祉分野の各個別計画の上位計画に位置付けられています。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を含み、同計画を一体的に策定しています。

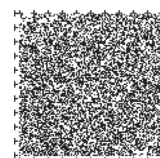
併せて、社会福祉法第 109 条に規定する民間組織である社会福祉協議会が、地域住民や関係機関との連携により地域福祉活動の実践に向け策定する「地域福祉活動計画」の理念計画としても位置付けています。



3 計画の期間

計画期間は、「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」及び社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下「郡山市社会福祉協議会」という。）が策定する第5次地域福祉活動計画と連携を図るため、「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の行政計画及び第5次地域福祉活動計画と計画期間を合わせて、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4年間とします。

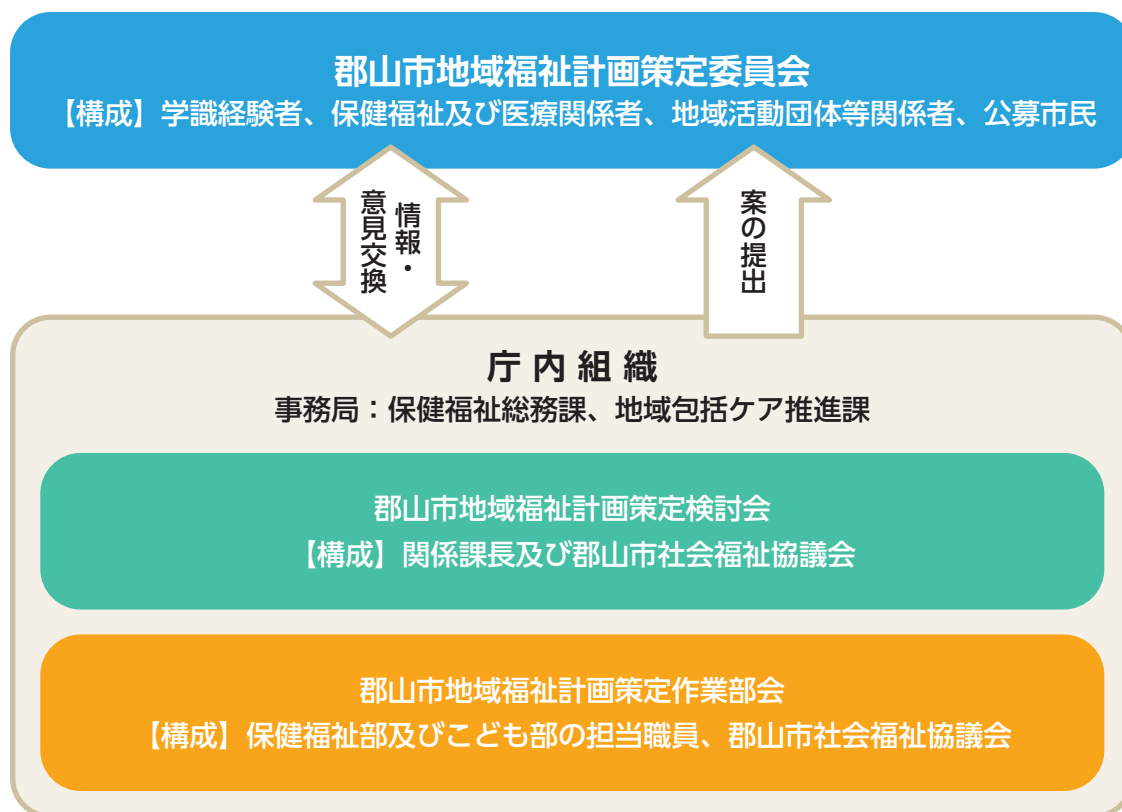
年度	2007(H19) ～ 2012(H24)	2013(H25) ～ 2017(H29)	2018(H30) ～ 2021(R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
郡山市地域福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期			
地域福祉活動計画	第2次	第3次	第4次	第5次			
郡山市まちづくり基本指針			行政計画	行政計画(実行計画)			
			公共計画(中長期指針)				



4 計画の策定体制

(1) 郡山市地域福祉計画策定委員会との意見交換

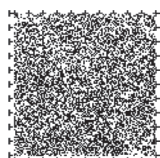
本計画を策定するために外部委員により構成する「郡山市地域福祉計画策定委員会」、庁内の関係課長及び郡山市社会福祉協議会により構成する「郡山市地域福祉計画策定検討会」、保健福祉部及びこども部の担当職員及び郡山市社会福祉協議会により構成する「郡山市地域福祉計画策定作業部会」を組織し、庁内組織（「郡山市地域福祉計画策定検討会」及び「郡山市地域福祉計画策定作業部会」）で計画内容の調査及び検討を行い、「郡山市地域福祉計画策定委員会」に計画案を提出し、意見交換を行いました。



(2) 市民アンケート調査

本計画を策定する基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施し、地域福祉に対する意識や考え方、ニーズ等の把握を行いました。

- ①調査対象：郡山市在住の18歳以上の男女3,000人を無作為抽出
- ②調査方法：郵送による配布・回収
- ③調査期間：令和3年2月12日（金）から令和3年3月5日（金）まで
- ④回収状況：1,063件（有効回答率35.4%）



(3) 障がい者団体との意見交換

障がい者団体との意見交換会において、本計画に対する多様な意見を聴取しました。

- ①実施時期：令和3年10月26日（火）
- ②実施場所：郡山市役所
- ③参加者数：6団体（11名）

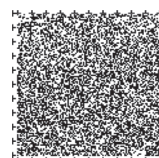
(4) パブリックコメントの実施

2022（令和4）年1月17日（月）～2022（令和4）年2月16日（水）までパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

5 郡山市社会福祉協議会との連携

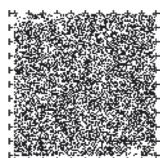
社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられており、地区ごとに地区社会福祉協議会を組織して地域活動を行うなど地域福祉推進の中心的役割を担う団体として欠かせない存在となっています。

また、郡山市社会福祉協議会においては、地域住民やボランティア・市民活動団体、NPOなどの民間団体が行き組んでいく地域福祉活動の具体的内容を定める地域福祉活動計画を策定していることから、各計画の策定組織に互いが参加し、互いの計画の情報を共有することにより、本計画と地域福祉活動計画の計画内容に連動性及び整合性を持たせました。



第2章

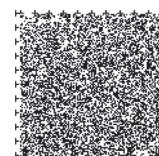
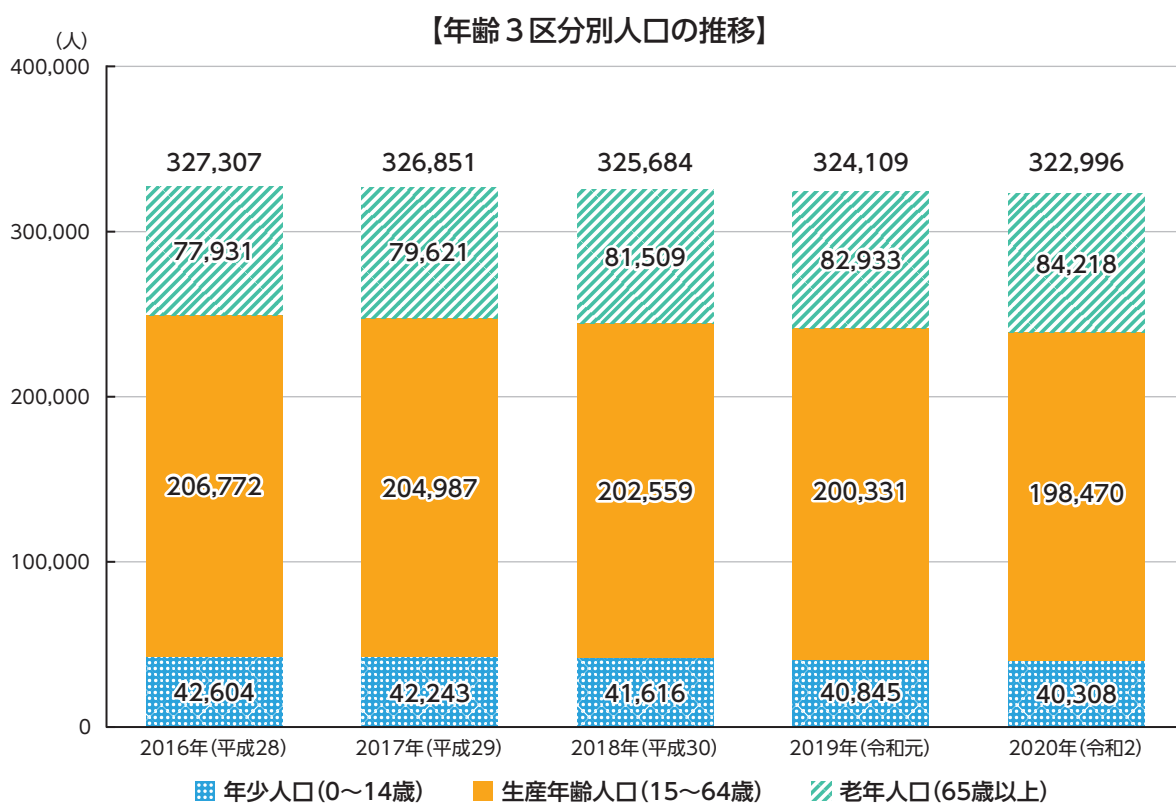
現状と課題



1 郡山市の現状

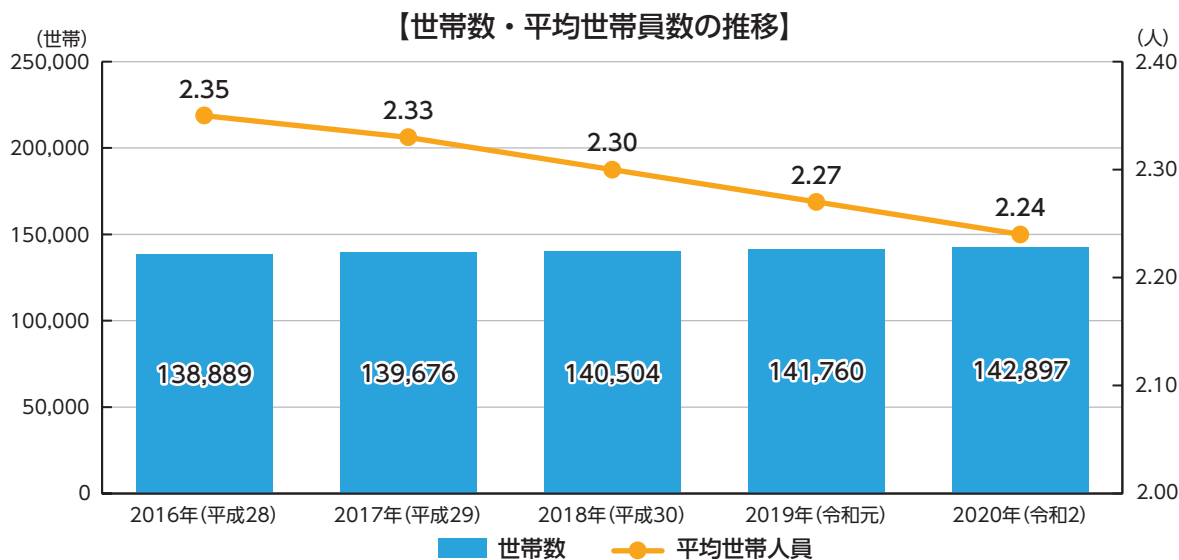
(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、直近5か年において総人口は4,311人減少（2016（平成28）年比-1.3%）し、減少傾向にあります。年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は2,296人減少（2016（平成28）年比-5.3%）、生産年齢人口（15～64歳）は8,302人減少（2016（平成28）年比-4.0%）しているのに対し、老年人口（65歳以上）は6,287人増加（2016（平成28）年比+8.0%）しており、少子高齢化が進んでいます。



(2) 世帯数・平均世帯員数の推移

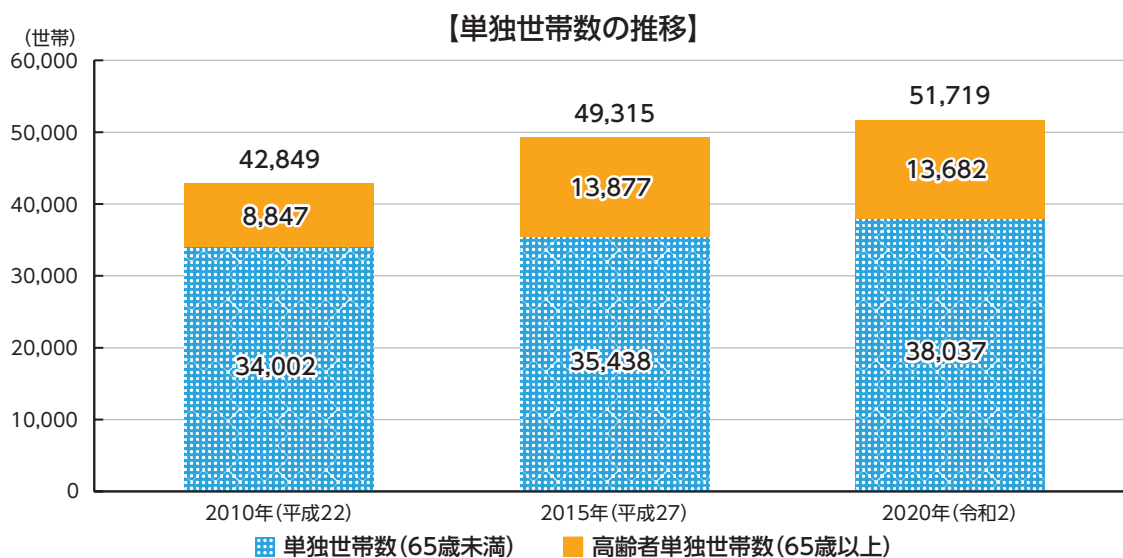
本市の世帯数・平均世帯員数は、直近5か年において総世帯数は4,008世帯増加(2016(平成28)年比+2.8%)し、平均世帯人員は0.11人減少しており、総人口が減少する中で世帯数は増えていることから核家族化が進んでいます。



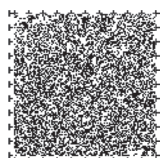
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 単独世帯数の推移

本市の単独世帯数をみると、直近10か年において単独世帯数の総数は8,870世帯増加(2010(平成22)年比+20.7%)しています。区分別にみても65歳未満の世帯及び65歳以上の世帯のどちらも増加傾向にあります。



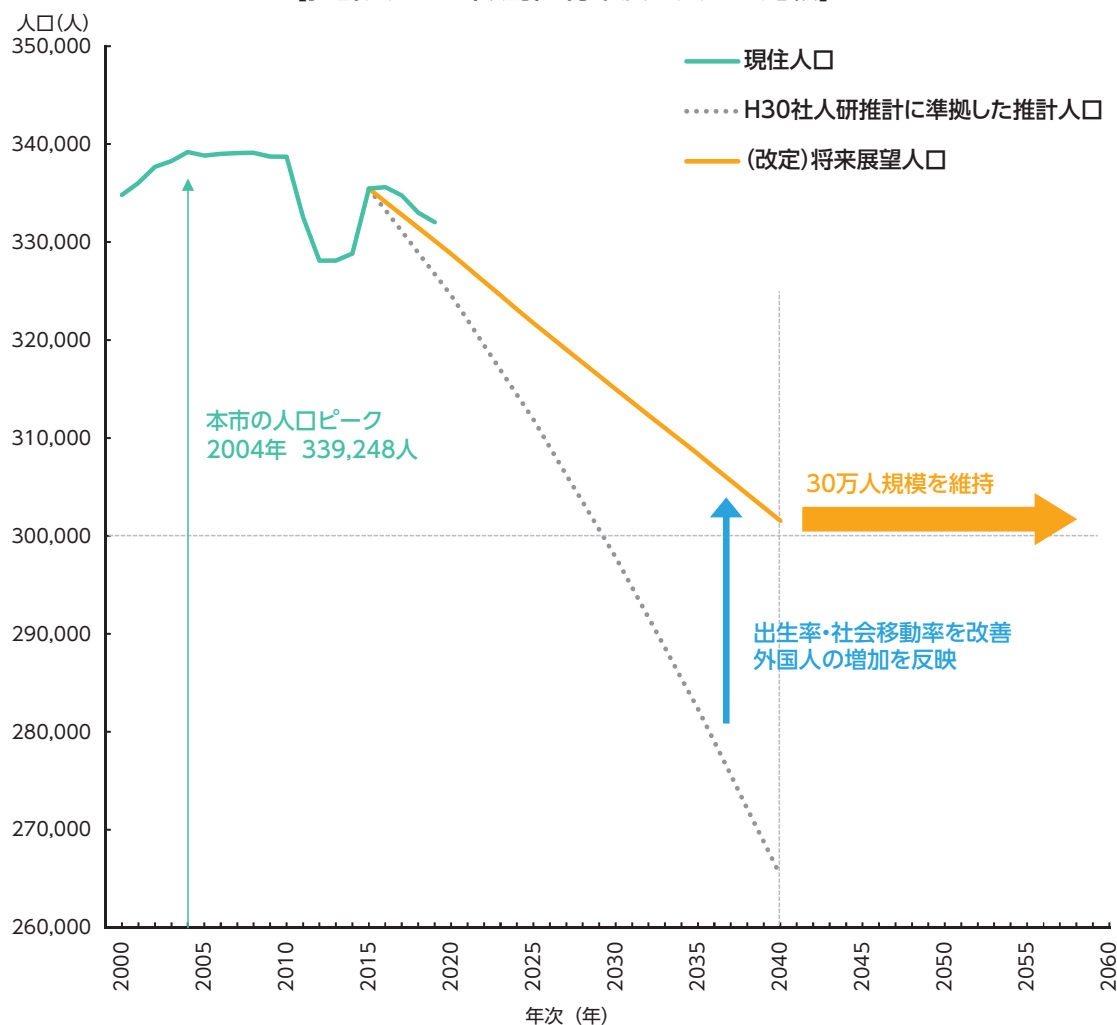
資料：国勢調査



(4) 推計人口と将来展望人口の推移

郡山市人口ビジョン（2020改訂版）においては、本市の推計人口は、2040（令和22）年まで年々減少していくと予測されていますが、2040年以降については、福島県の中核都市、中核市として持てるポテンシャルを生かすとともに、こおりやま広域圏の中心市としての役割を担いつつ地域経済をけん引することにより、人口約30万人規模を維持していくことを目標とし、誰もが安心・安全に暮らせる都市環境の整備を推進するとしています。

【推計人口と（改訂）将来展望人口の比較】

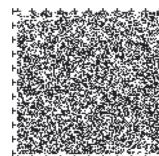


単位：人

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
H30社人研推計に準拠した推計人口	335,444	324,567	311,868	297,828	282,343	265,374
(改定) 将来展望人口	335,444	328,792	321,734	314,978	308,357	301,540

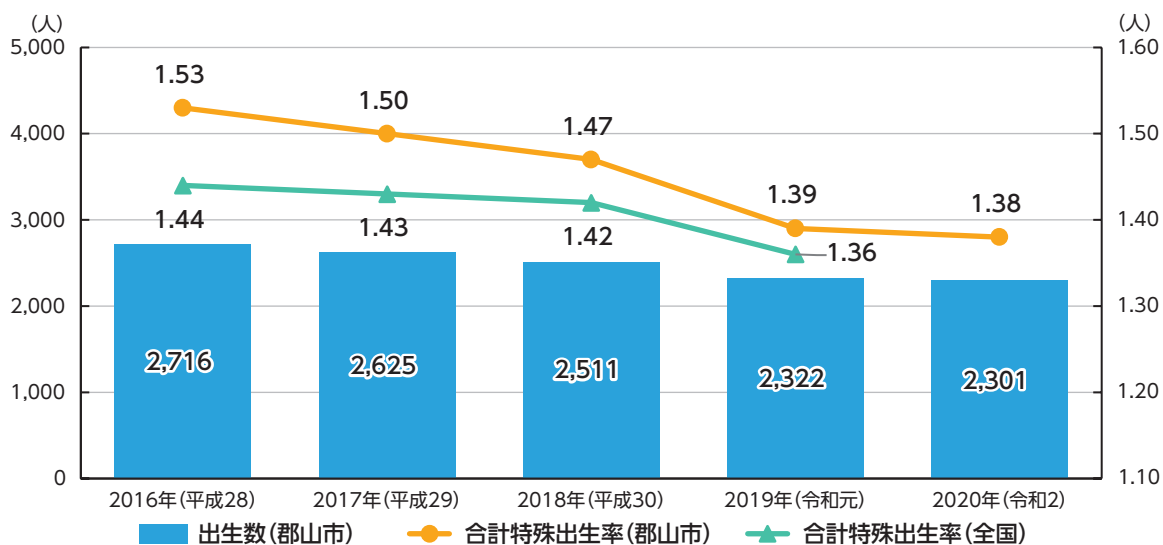
■ 実績値

※社人研…国立社会保障・人口問題研究所



(5) 出生数・合計特殊出生率の推移

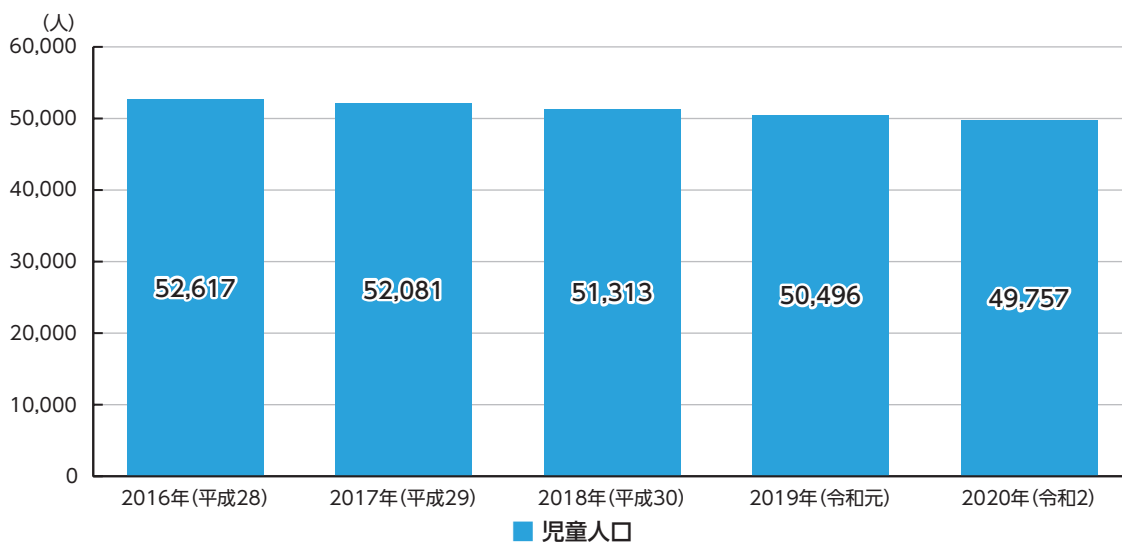
本市の出生数は、直近5か年においては415人減少（2016（平成28）年比-15.2%）しています。本市の合計特殊出生率についても、国の数値は上回っているものの、直近5か年において減少が続いています。



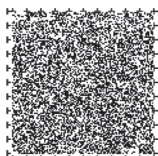
資料：厚生労働省 人口動態統計

(6) 児童（18歳未満）人口の推移

本市の児童（18歳未満）人口は減少傾向にあり、直近5か年においては2,860人減少（2016（平成28）年比-5.4%）しています。

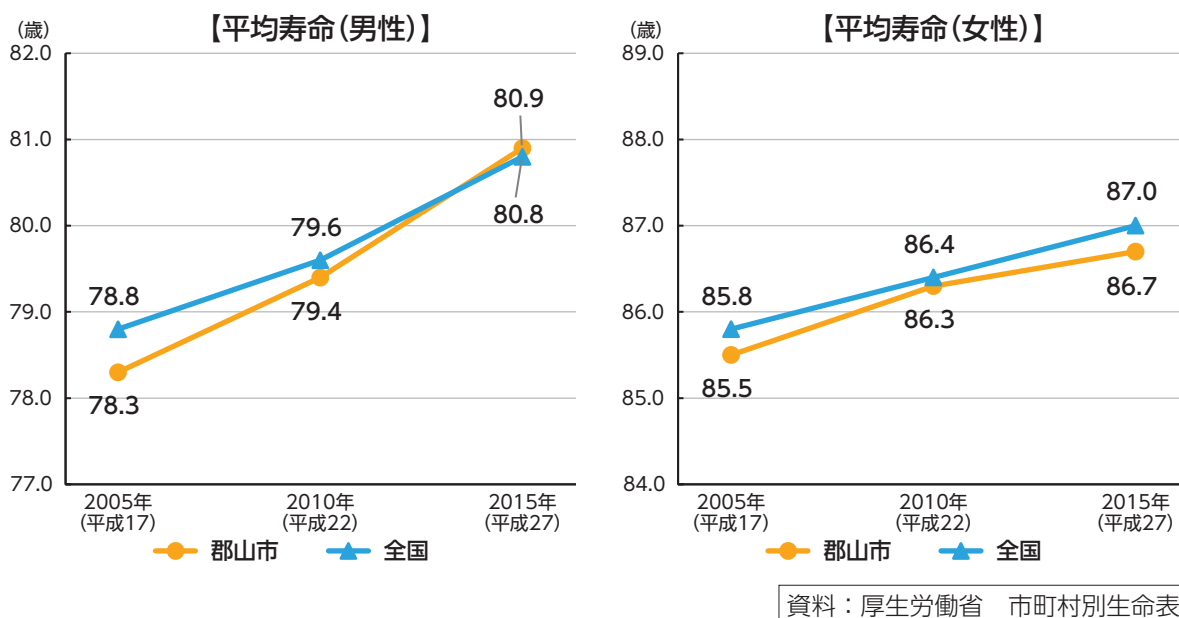


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



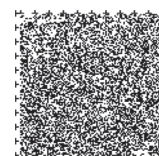
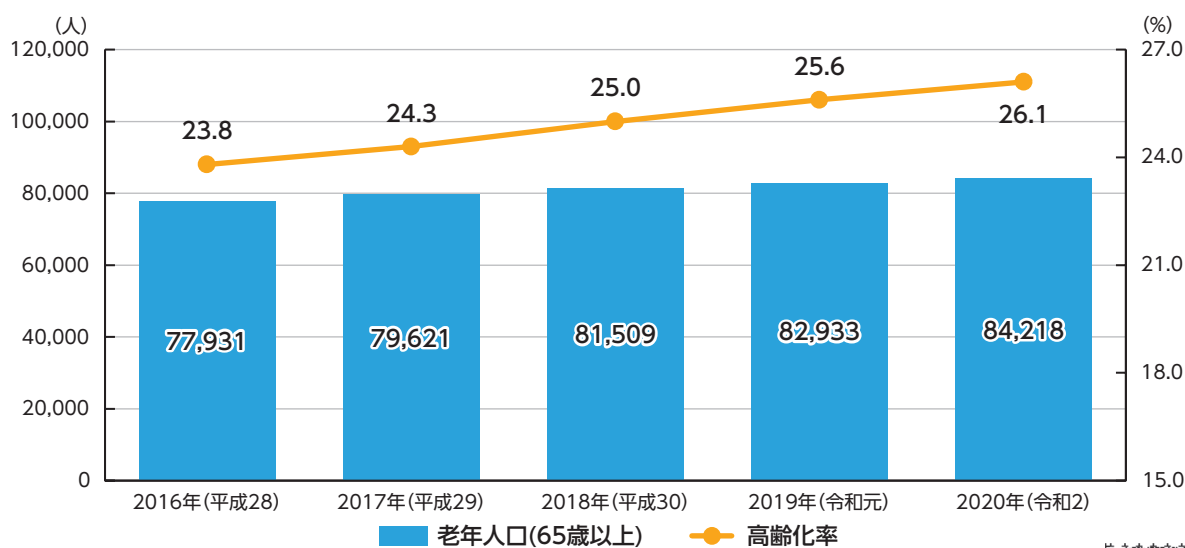
(7) 平均寿命の推移

本市の平均寿命は、男性においては2005（平成17）年から2015（平成27）年にかけて2.6歳上昇し、2015（平成27）年には全国平均を上回っています。女性においては2005（平成17）年から2015（平成27）年にかけて1.2歳上昇していますが、全国平均を僅かに下回っています。



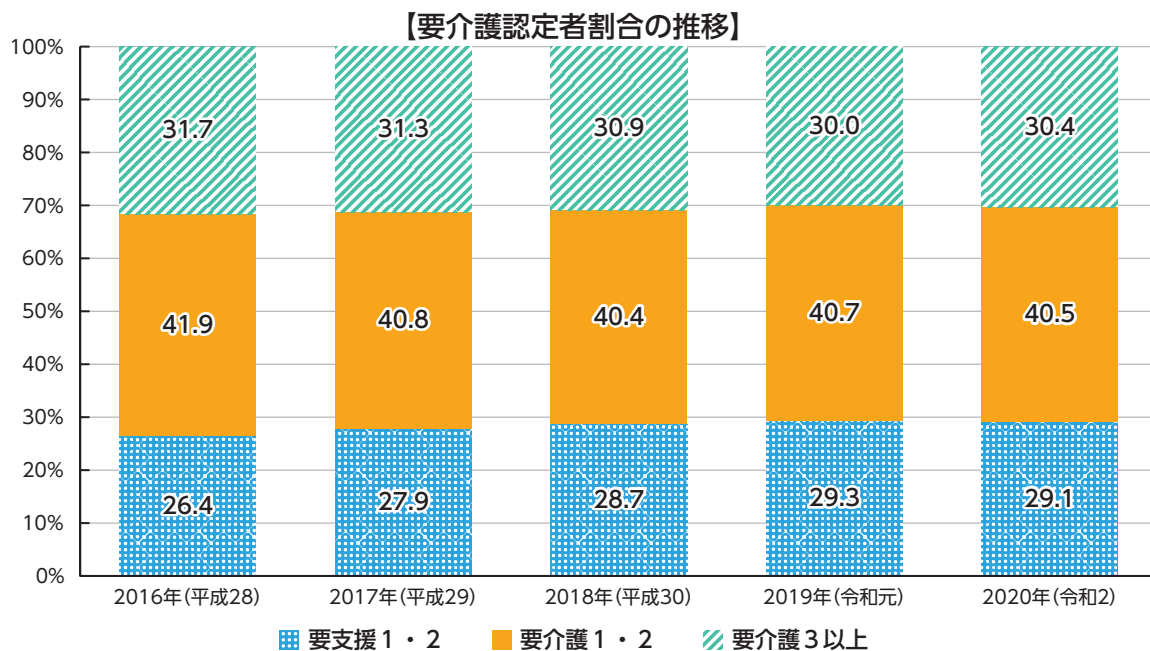
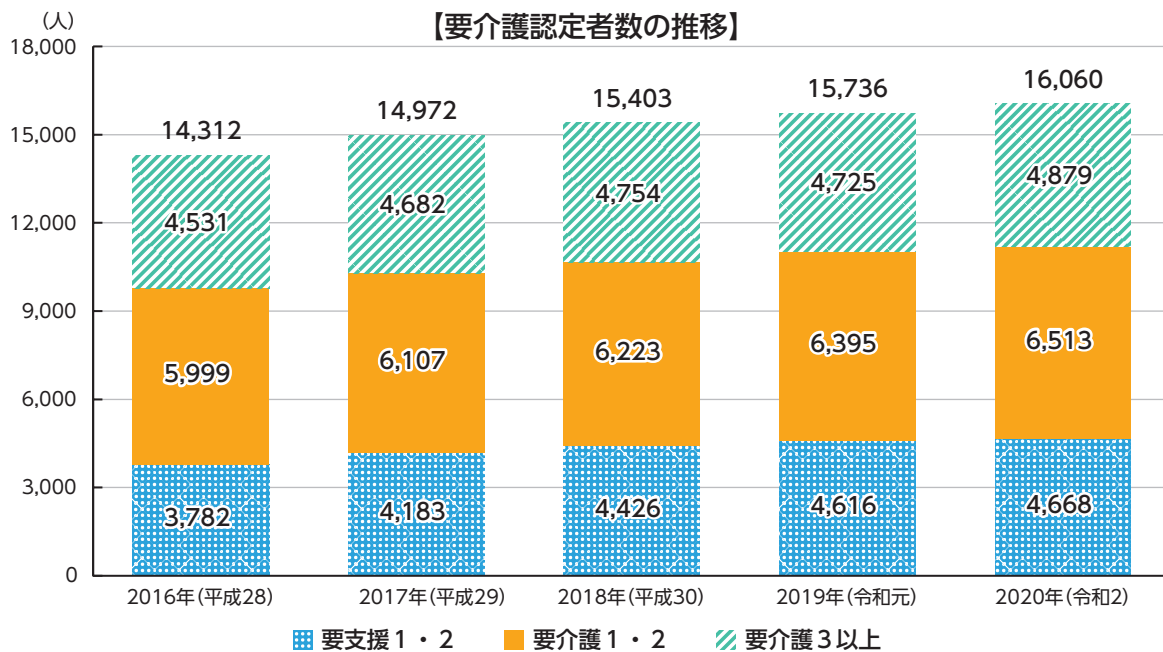
(8) 高齢者数・高齢化率の推移

本市の高齢者数は、(1)年齢3区分別人口の推移でも触れたように増加傾向にあります。高齢化率も直近5か年において2.3%増加しており、2018（平成30）年には4人に1人が高齢者（65歳以上）といった状態に達するなど高齢化が進んでいます。

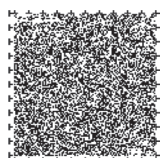


(9) 要介護認定者数・要介護認定者割合の推移

本市の要介護認定者数は増加傾向にあり、全体総数は直近5か年において1,748人増加（2016（平成28）年比+12.2%）しています。要介護認定者割合を見ると要支援1・2の割合が増加傾向にあります。



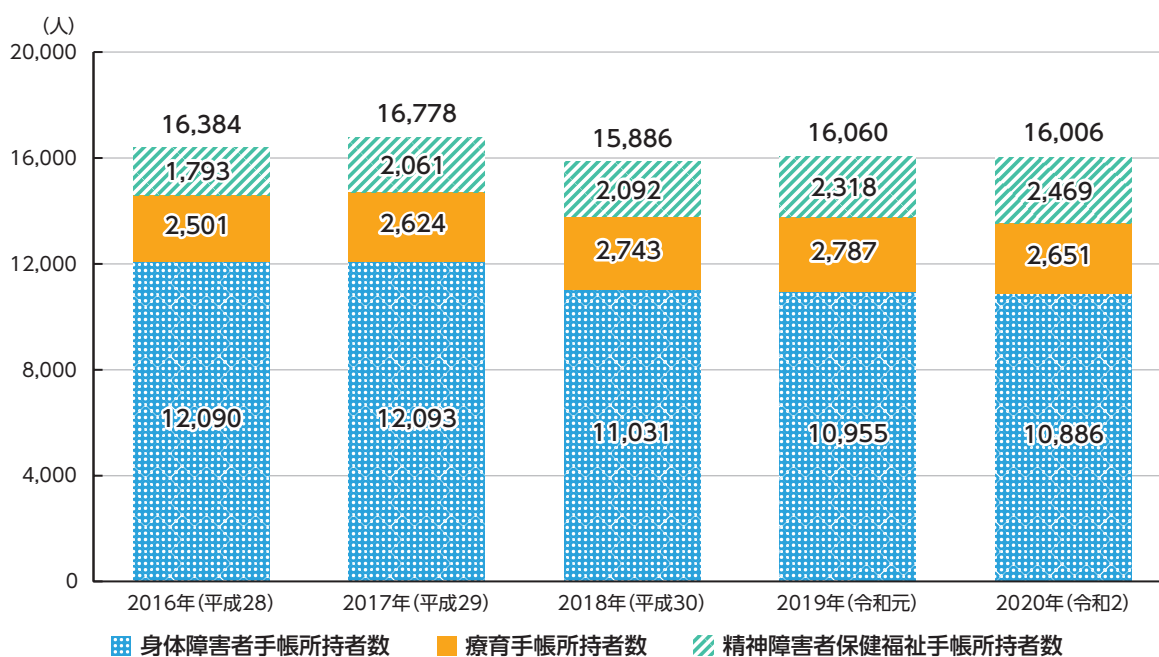
資料：郡山市介護保険課（各年10月1日現在）



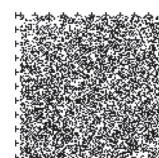
(10) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は直近5か年において全体総数はほぼ横ばいの状況ですが、身体障害者手帳所持者数が1,204人減少（2016年比-9.9%）したのに対して、精神障害者保健福祉手帳所持者数が676人増加（2016年比+37.7%）と大きく増加しています。

なお、2017（平成29）年から2018（平成30）にかけての身体障害者手帳所持者数の減少については、マイナンバー制度の導入に伴う手帳所持者数の得喪に係る整理によるものです。

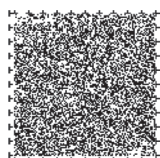
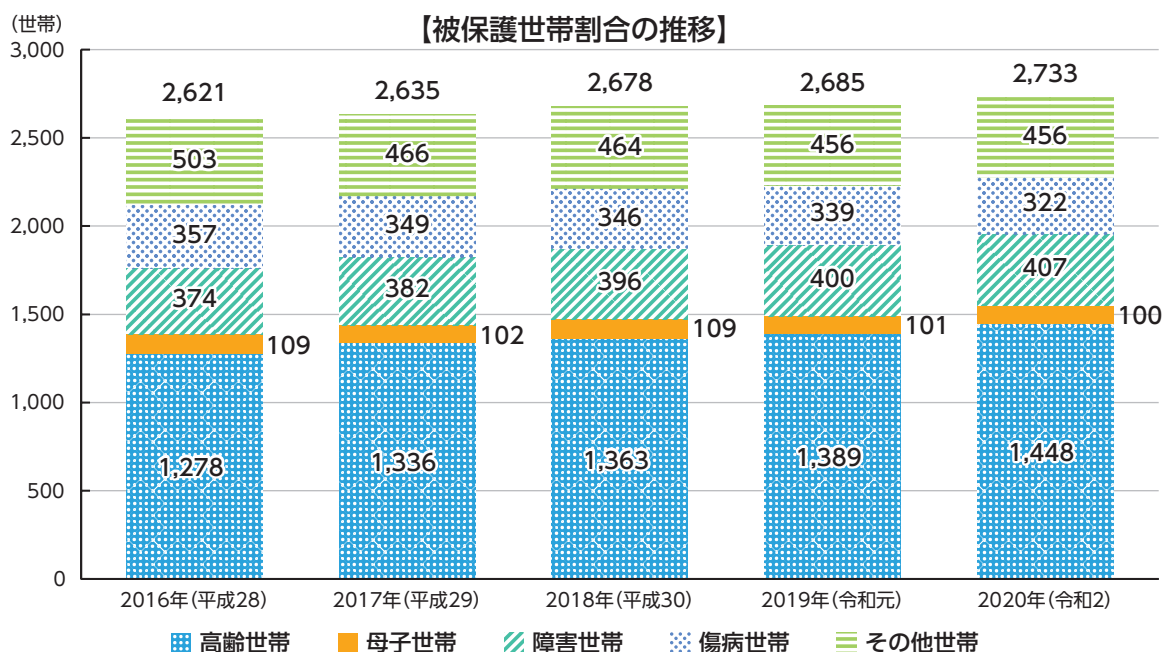
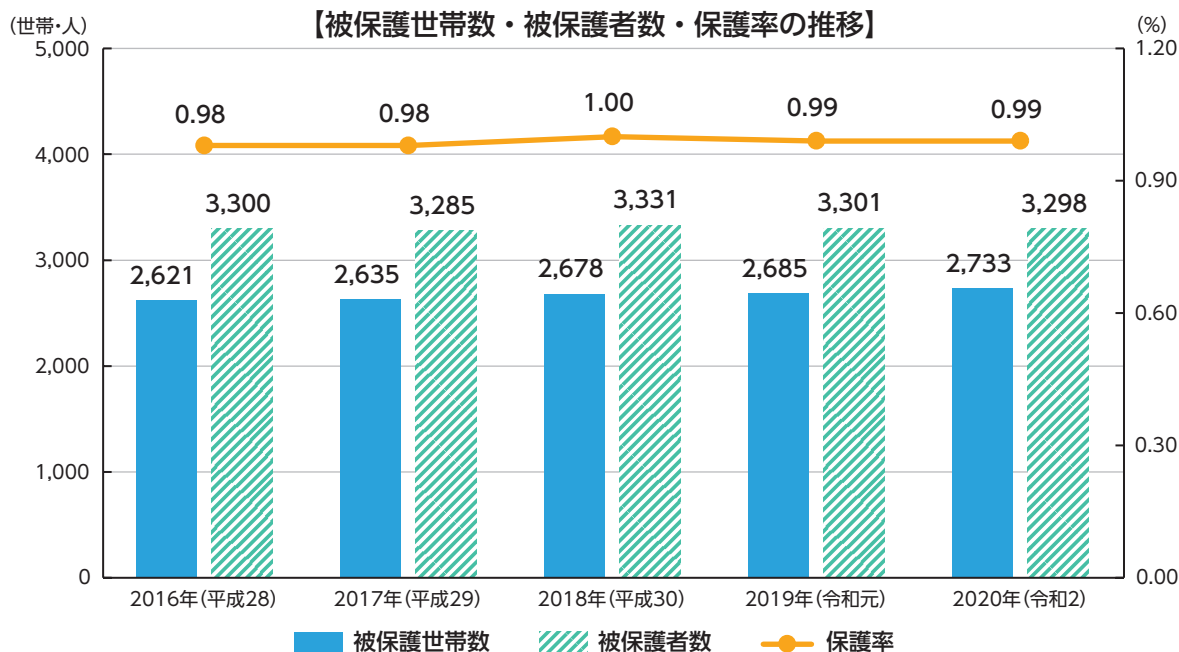


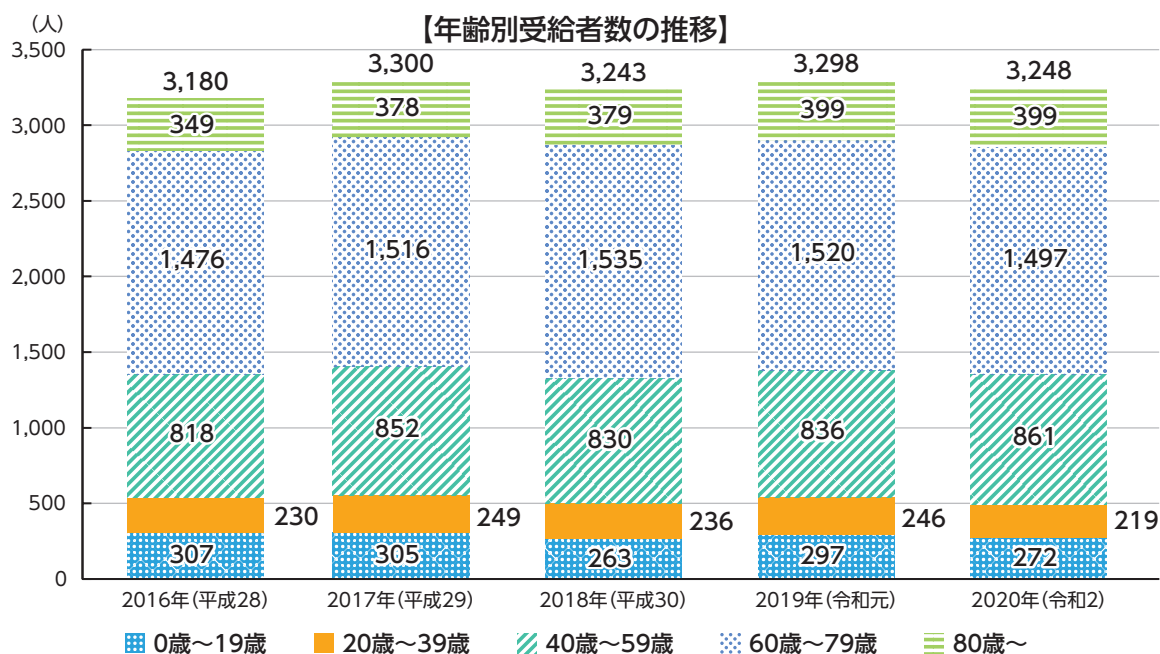
資料：第4期郡山市障がい者福祉プラン、第5期郡山市障がい者福祉プラン



(11) 被保護世帯数・被保護世帯割合・被保護者数・保護率の推移

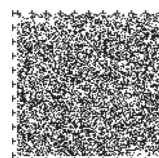
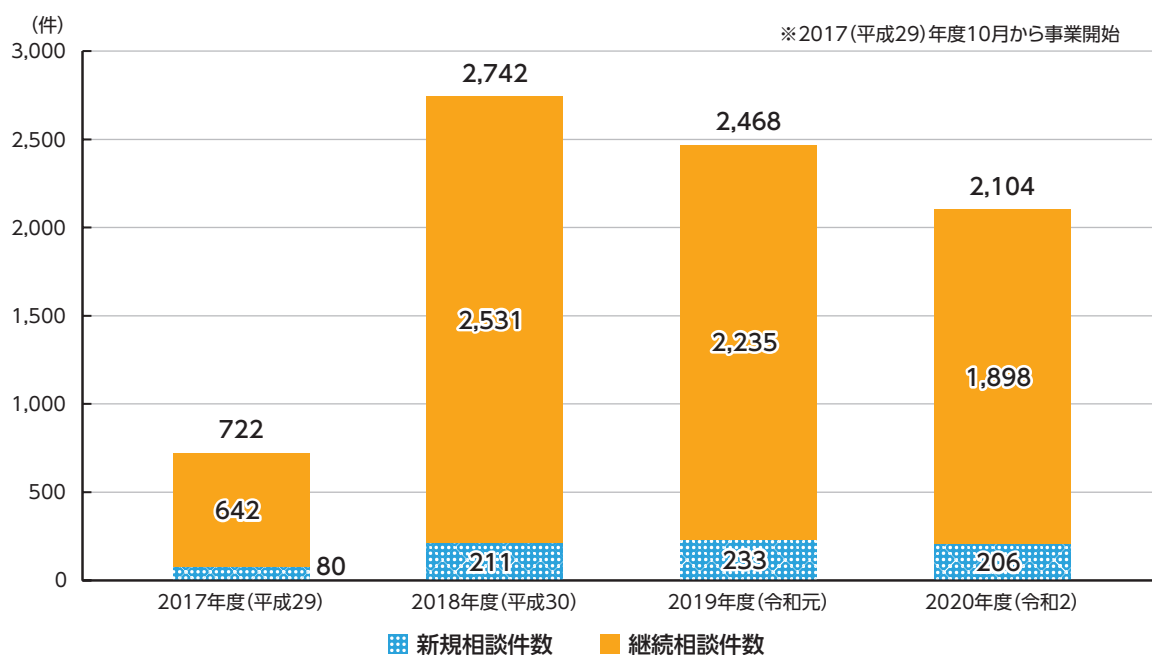
本市の被保護世帯数、被保護者数及び保護率は直近5か年においてほぼ横ばいの状況ですが、被保護世帯割合を見ると高齢世帯が増加しており、2020（令和2）年には全世帯の52%が高齢世帯となっています。





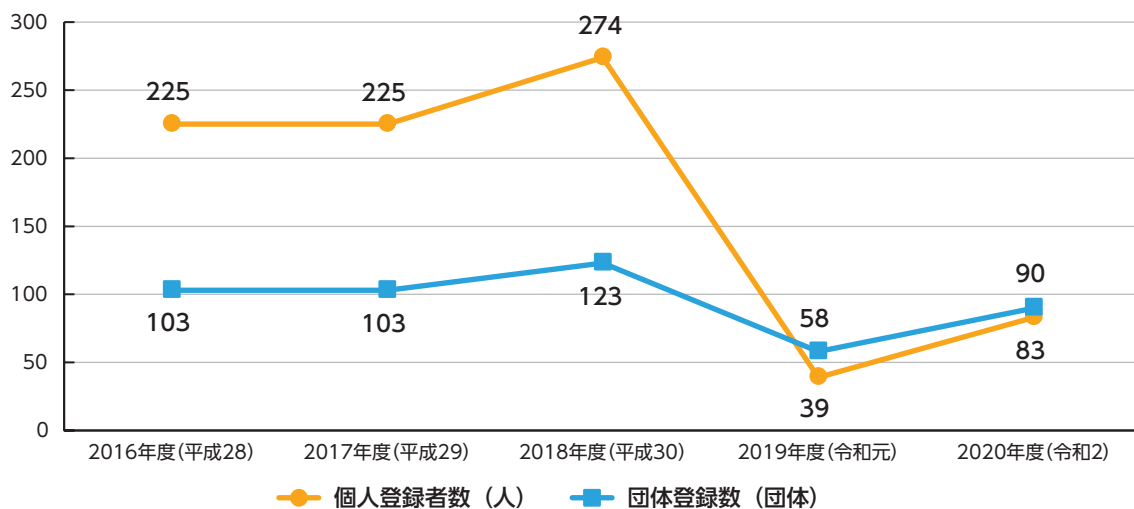
(12) 福祉まるごと支援事業の相談件数の推移

本市の福祉まるごと支援事業の相談件数は、2019（令和元）年度以降、総数は減少しているものの、1日当たりの平均相談件数は10件程度、相談内訳としては全体の9割以上が継続相談となっており、短期間では解決が難しい複合化・複雑化した地域生活課題の相談を担っています。



(13) ボランティア登録数の推移

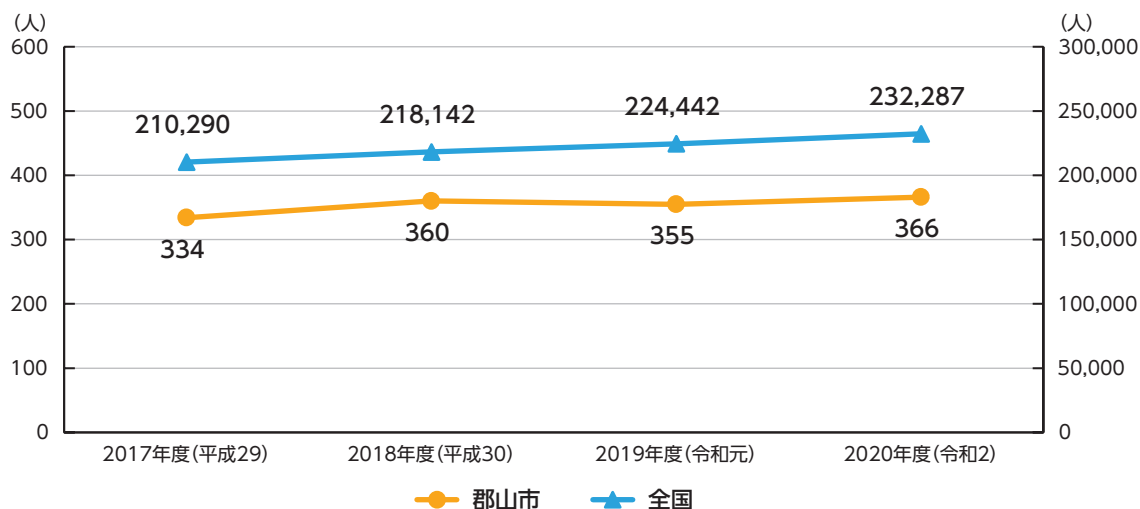
郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している個人登録者及び団体数については、自動更新としていた登録者情報について、2019（令和元）年度に登録継続の意向確認を行ったため、数値が大きく減少しましたが、2020（令和2）年度に増加傾向に転じています。



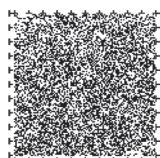
資料：社会福祉法人郡山市社会福祉協議会事業報告書

(14) 成年後見制度利用者数の推移

本市の成年後見制度利用者数は、直近4か年において32人増加（2016（平成28）年比+9.5%）しています。全国の成年後見制度利用者数についても直近4か年において21,997人増加（2016（平成28）年比+10.4%）しており、本市だけでなく全国的に成年後見制度の需要が高まってきています。



資料：郡山市地域包括ケア推進課



2 郡山市の課題

(1) 市民アンケート調査

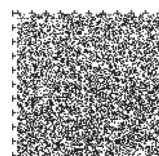
令和3年2月12日（金）から令和3年3月5日（金）にかけて郡山市内の18歳以上の男女3,000人を対象として地域福祉や保健福祉行政への考えやニーズ等に関する住民の意向を調査しました。

① 日常的な暮らしについて

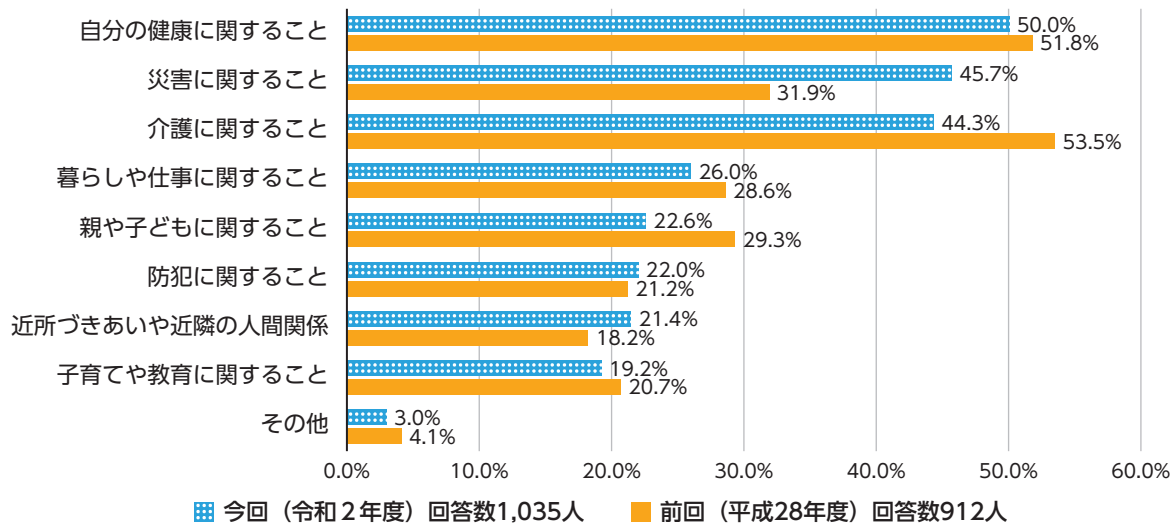
日常的な暮らしにおける不安や困り事の項目では、前回調査（2016（平成28）年）と同様に「自分の健康に関すること」、「災害に関すること」、「介護に関すること」が上位3項目を占めるとともに、回答者のおよそ2人に1人が不安を感じているという結果となりました。困り事や不安に係る相談相手の項目においては、「親・家族」、「配偶者」に次いで「知人・友人」が55.7%となっており、2人に1人が家族以外のコミュニティで相談しているという結果の一方、「市役所などの窓口」は9.7%という結果になっています。

高齢化の進行や単身世帯の増加を背景として、相談できる相手が近くにいないケースの増加が考えられることから、民生委員をはじめとした地域の見守りを担う人材の育成や行政・関係機関における相談機能の充実及び情報発信が求められます。

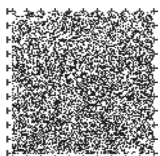
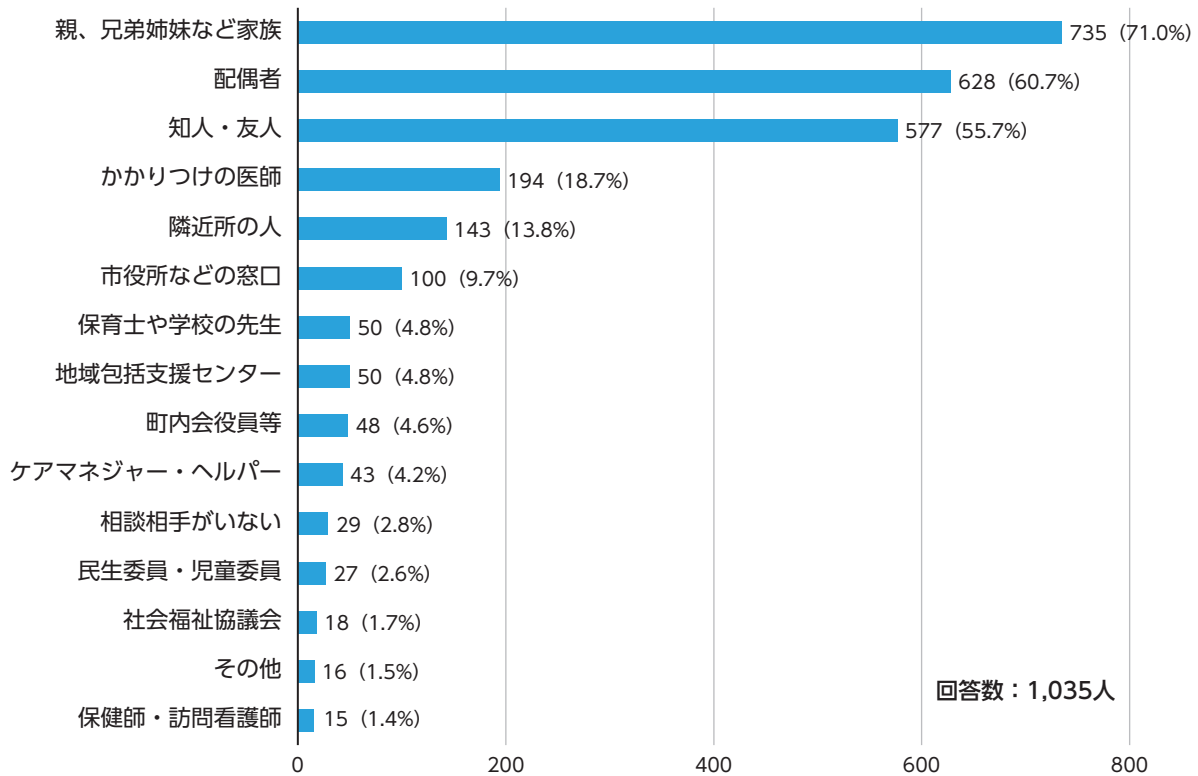
さらに、日常生活で手伝ってほしいことの項目については、「急病時の看病や家族の世話」、「災害時の避難支援」、「相談相手や仲間づくり」が他の項目に比べてニーズが高い結果となりました。平常時の地域の見守り体制や要配慮者への支援体制の強化などの必要性が考えられます。

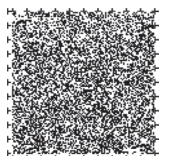
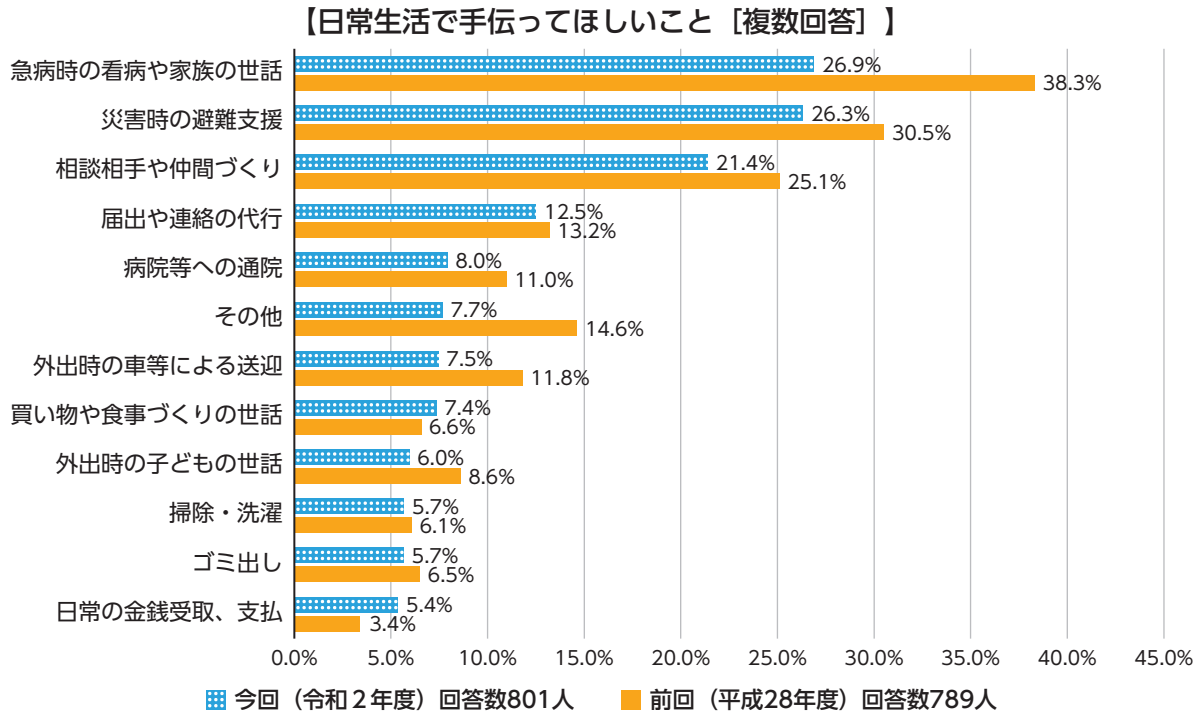


【暮らしの中での困り事や不安 [3つまで複数回答]】



【暮らしの中での困り事や不安に係る相談相手 [複数回答]】



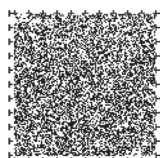
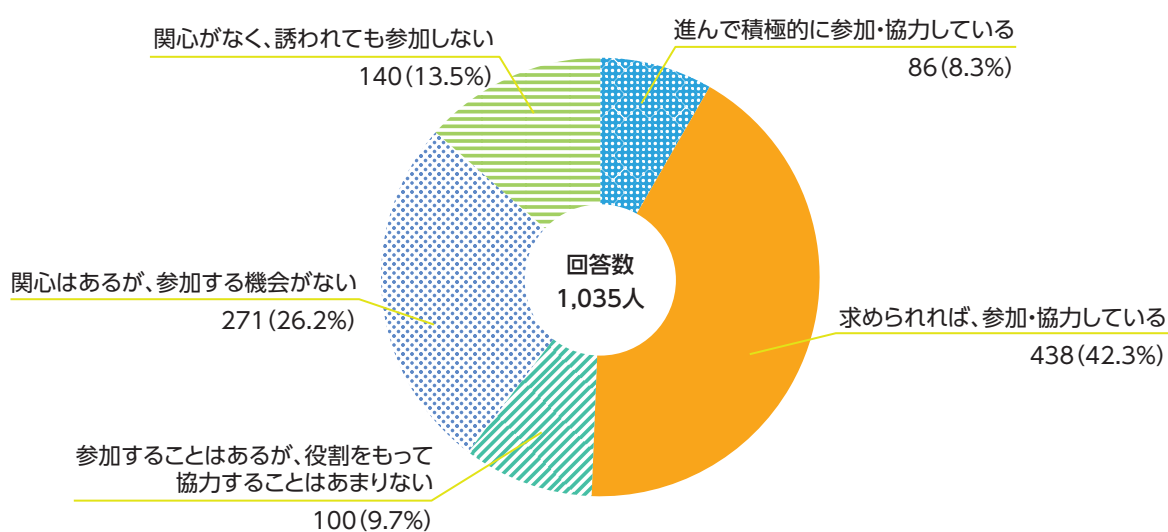


②地域活動やボランティア活動・NPO活動について

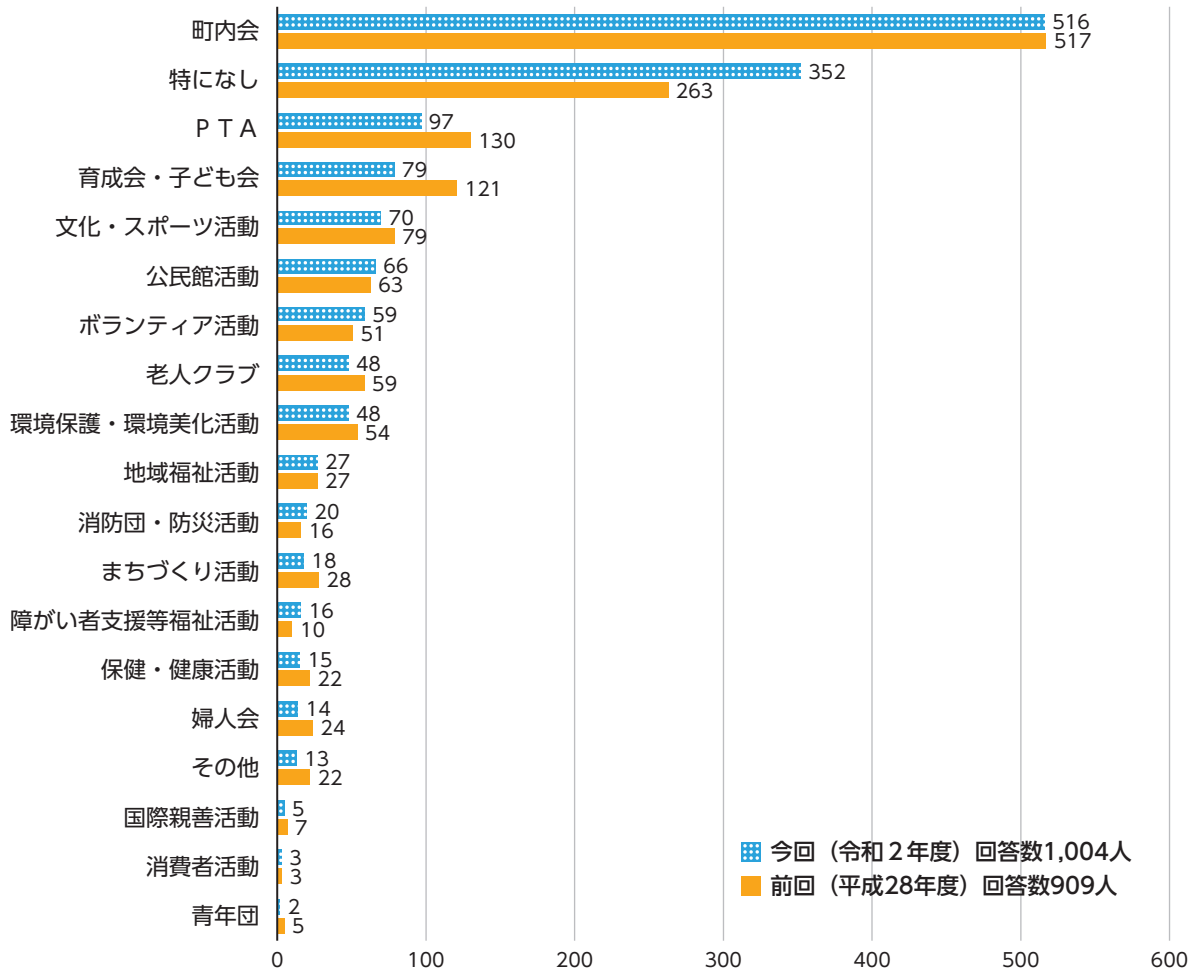
地域活動への参加状況の項目では、60%の方が参加経験者で参加している地域活動の内容としては、町内会が最も多い結果となりました。ボランティア活動・NPO活動への参加状況の調査では、参加経験者は28%と地域活動のおよそ半分という結果になっています。

どちらの活動についても参加が難しい理由としては、回答者のおよそ半数が「仕事などで時間にゆとりがない」というものでした。しかし、時間的要因以外にも「情報が得られない」や「一緒に参加する仲間や友人がいない」といった環境的要因も少なくないことから活動団体への公的支援や活動内容の情報発信が求められています。

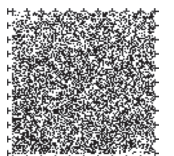
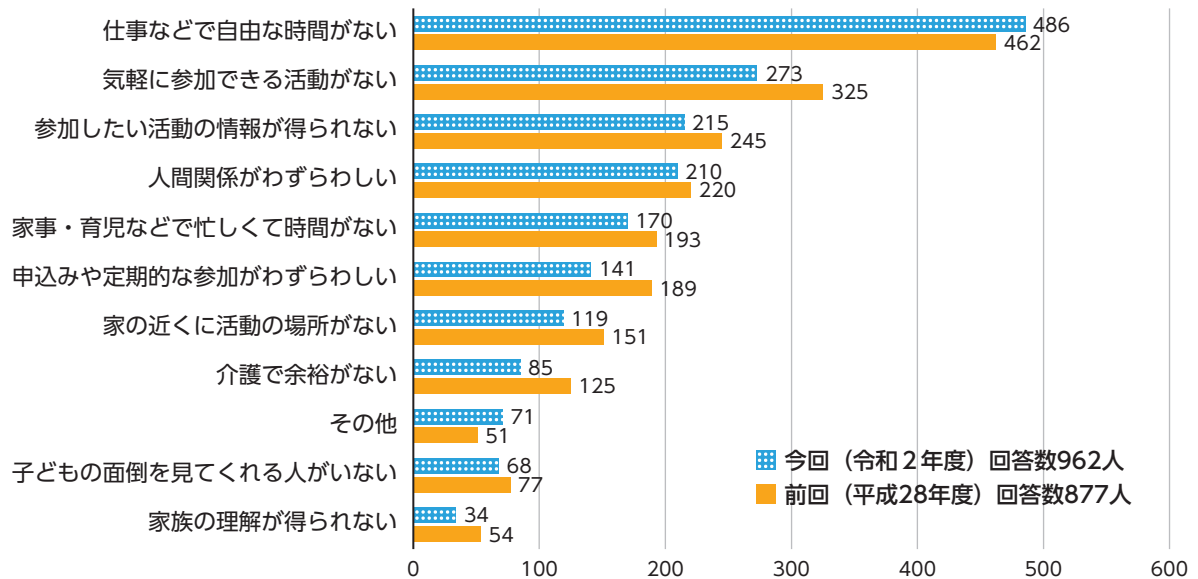
【地域活動への参加状況】



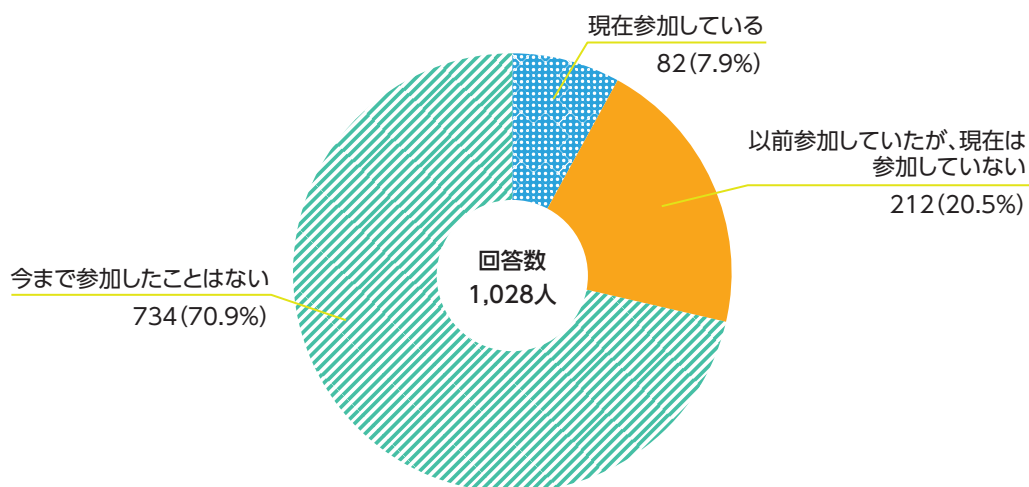
【参加している地域活動の内容】



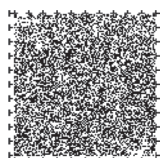
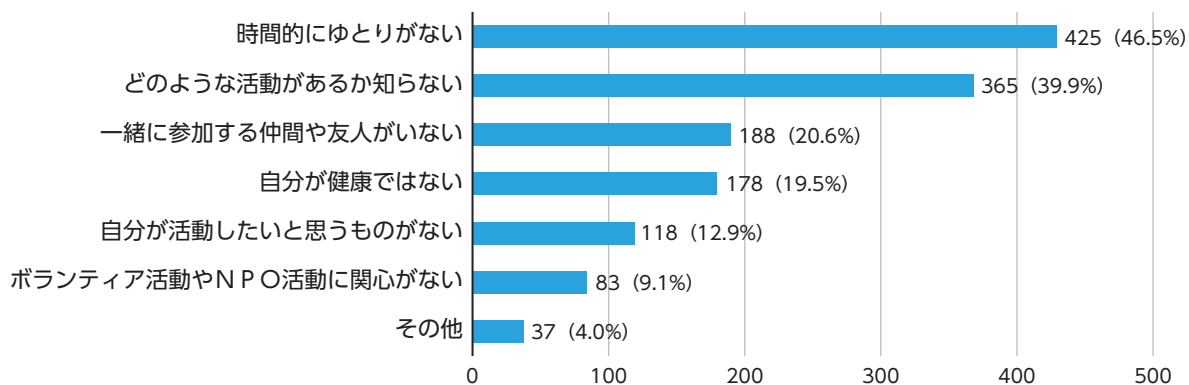
【地域活動への参加が難しい理由【複数回答】】



【ボランティア活動・NPO活動への参加状況】



【ボランティア活動・NPO活動への参加が難しい理由【複数回答】】

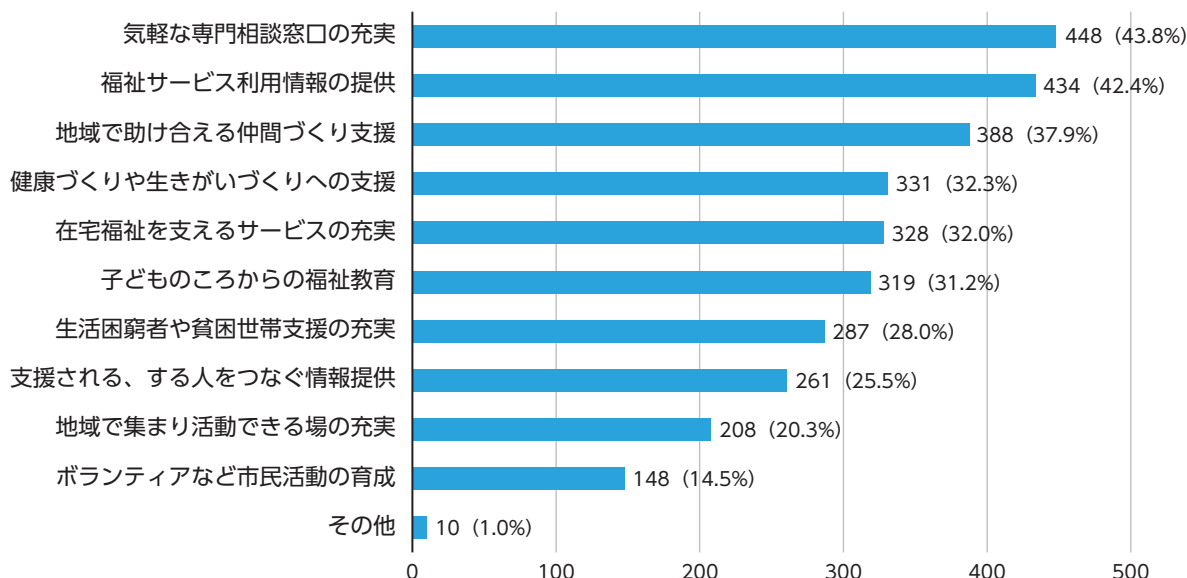


③これからの福祉のあり方について

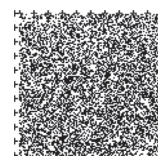
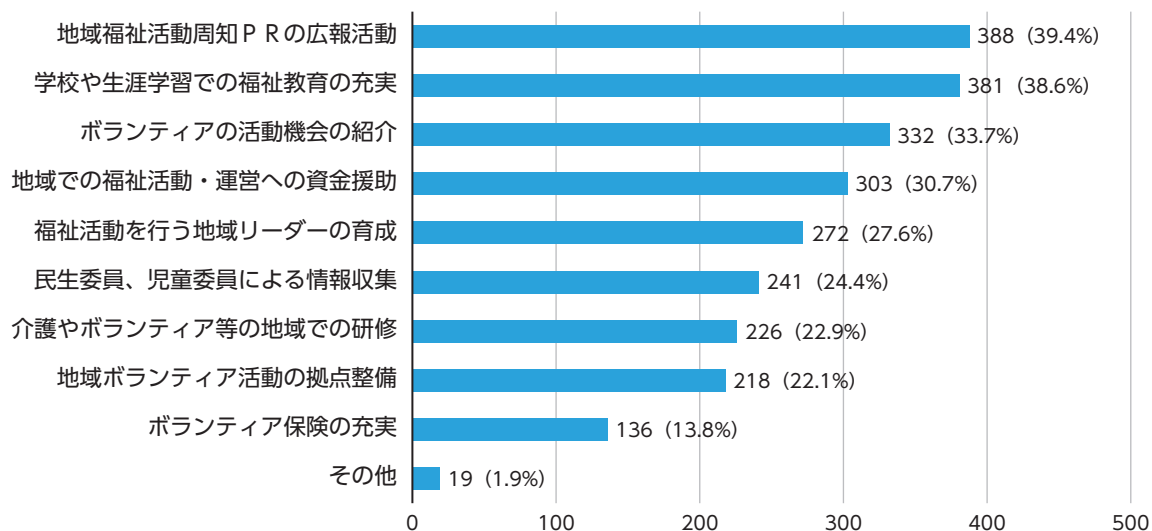
これからの福祉で重点を置くべき施策の項目では、相談窓口の充実や情報発信の強化、地域コミュニティへの支援や福祉サービスの充実などに対するニーズが多く見られました。

地域の助け合い（互助）の促進に向けた取組の調査では、地域活動の広報活動や市民への福祉教育、地域団体への運営補助などに係るニーズが多い結果となりました。

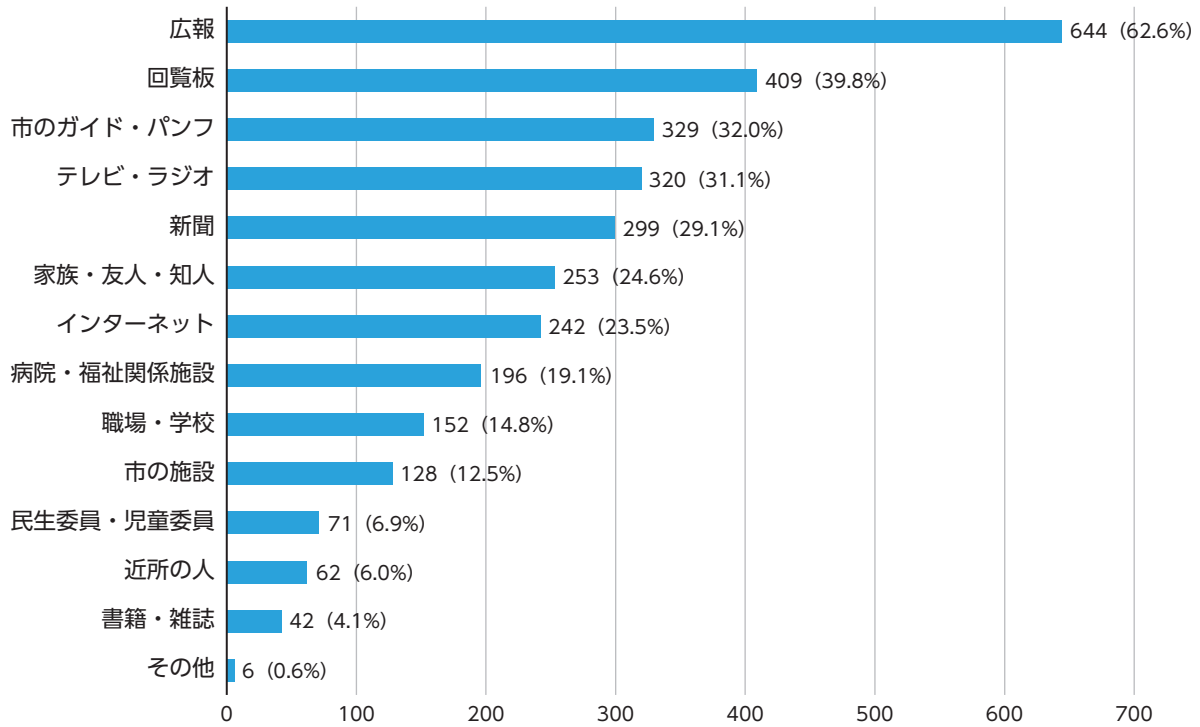
【これからの福祉で重点を置くべき施策 [複数回答]】



【助け合い活動の促進に重要なこと [複数回答]】



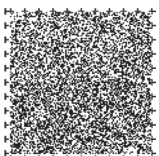
【福祉に関する情報の入手方法【複数回答】】



④市民アンケートの自由記述について

市民アンケート調査のなかで質問項目のほかに「日頃考えている福祉や地域のあり方に関する要望や考え方」についての自由記述を設け、様々な意見をいただきました。特に多かった意見については以下のとおりです。

- 福祉の様々な情報について、行政が広報誌やSNSなどで制度の紹介と併せて具体的な事例を発信してもらえると“自分事”として捉える機会が増えて制度への関心が高まると思います。
- 行政で福祉の情報を提供しているが、まだまだ福祉サービスを知らない人もいますので、積極的に情報提供してもらいたいです。また、介護・福祉サービスなどの各種制度について教えてくれる窓口があるとよいと感じます。
- 町内会などの地域活動で動いているのは60代以上の高齢者ばかりで高齢化が進んでいると感じます。若い世代は仕事や子育てに追われ、地域に関わる時間や機会がないと思うが、若い世代も参画できるような組織のあり方を考える必要があると感じます。



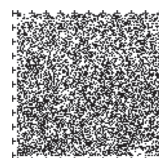
- 令和3年2月13日に発生した福島県沖地震の翌日、親族の高齢者のもとに民生委員が訪問してくださり、当人がとても心強く感じたそうです。ありがとうございました。行政が機能していれば民生委員などの役職は必要ないと思っていましたが、必要性について身をもって感じました。
- 普段の生活において、地域コミュニティの存在や活動内容の情報が全く入ってこないの、地域住民への周知が必要と感じます。
- 公的システムの拡充には限度があるので、住民一人ひとりの「自助」の意識づけが必要と考えます。また、幼少期からの学習環境の中で健康づくりや福祉、地域での助け合いを学び、高校、大学や社会人のステージでボランティア活動に参加できるような「互助」を育む環境づくりが大切であると思います。

(2) 障がい者関係団体との懇談会

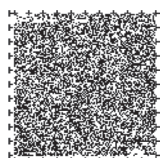
令和3年10月26日(火)に懇談会が実施され、障がい福祉制度及び本計画の骨子案について意見交換が行われました。

計画に係る意見については以下のとおりです。

- 郡山市内にも障がい者が多く生活しているが、地域に住んでいる方と触れ合う機会はほとんど無いように感じる。人と人とが繋がるような事業を取り組んでほしい。
- 障がいがある人たちに対してみんなで支えて支援していくという時代は終わっていて、障がいがある人たちが人の手を借りずに進んでいける時代になっていくべきと感じる。他の計画も同様だが、障がいがあることによりできない障壁を取り除き、障がい者自身が自分で進むことのできるやさしいまちづくりの視点を加えていただきたい。
- 行政から発出される文書について文書内容を音声コードに入れておいてほしい。



計画の基本理念と基本目標



1 基本理念

2000（平成12）年6月の社会福祉事業法から社会福祉法への改正により、地域福祉の推進を目的として市町村地域福祉計画の策定が法律において定められました。

社会福祉法の中では、市町村地域福祉計画は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として規定しています。

2018（平成30）年4月1日施行の社会福祉法の一部改正においては、目指すべき社会として公的な福祉だけではなく、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、互いに支え合う社会を指す地域共生社会が示されました。

さらに、2021（令和3）年4月1日施行の社会福祉法の一部改正では地域共生社会の実現のため、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」が市町村地域福祉計画に盛り込むべきとして追加されました。

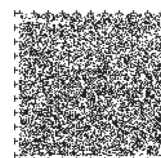
本計画では、関係法令の改正を踏まえるとともに、本市で継続的に取り組んでいるセーフコミュニティ活動による安全・安心な地域づくりの推進、SDGs※6の視点を反映し、第3期郡山市地域福祉計画に引き続き、「地域共生社会」の実現を目指すため、次のように基本理念を定めます。

基本理念

「誰一人取り残されない

安全・安心な地域共生のまち 郡山」

※6 SDGs：読みはエスディー・ジーズ。「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015（平成27）年にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された2030年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標。地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されている。



2 基本目標

基本理念とSDGsの考え方を踏まえ、郡山市まちづくり基本指針に掲げる「分野別将来構想」とバックキャスト※⁷の起点となる目指すべき未来を勘案し、以下の基本目標を掲げます。

(1) 人と人がつながり、誰もが安心して暮らせるまち

単身世帯の増加や少子高齢化の進行により、既存の地域社会の機能の変化が求められています。

人と人がつながり合い、誰もが安心して暮らせるように地域福祉活動を推進する担い手の育成、活動しやすい体制づくりを進めます。

(2) 誰もが互いに支えあい、誰にでもやさしいまち

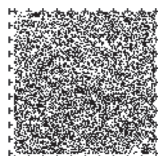
ライフスタイルや家族形態の多様化が進む中、地域住民が抱える生活課題は複雑化・複合化しています。地域の各関係機関と行政がより一層の連携を図り、一人ひとりのニーズに合った適切な支援サービスが一体的に提供できる体制整備や包括的な相談支援体制整備に取り組みます。

(3) 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち

人生100年時代を迎える中、誰もが心身ともに健やかで生きがいをもって暮らすための健康づくりの重要性が高まってきています。

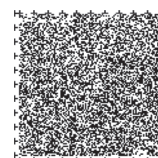
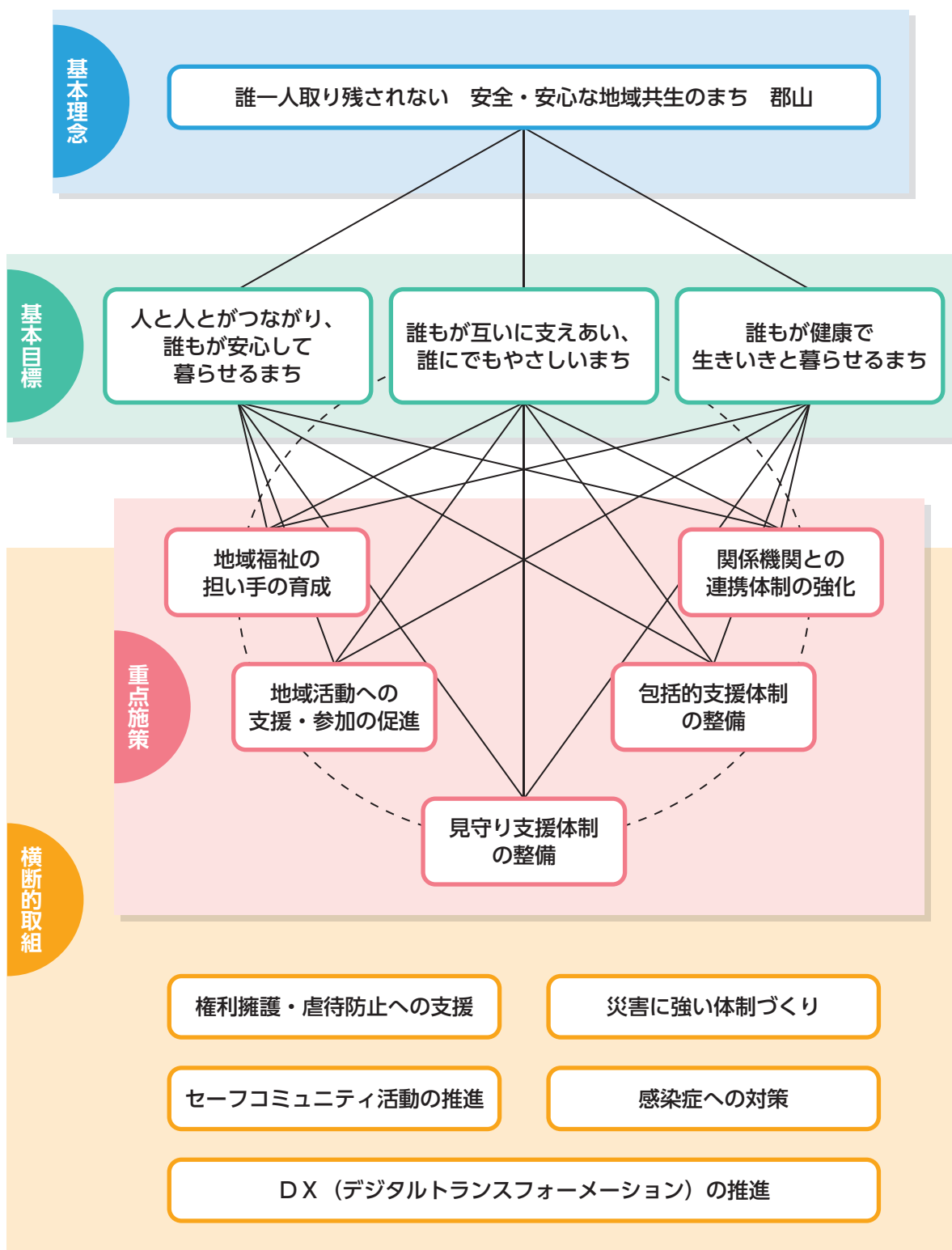
いつまでも自分らしい暮らしができるように健康づくりを進めるほか、病気になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう体制づくりを進めます。

※⁷バックキャスト：未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える方法。



3 計画の体系

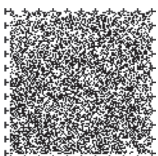
基本理念及び基本目標の実現に向けて、以下の計画体系とします。



第4章

重点施策の展開

対応するSDGsの目標



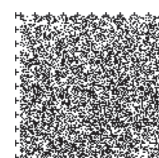
1 重点施策の展開

重点施策1 地域福祉の担い手の育成

地域に暮らす住民、地域団体、社会福祉協議会をはじめとした福祉事業者、市などが協働しながら支え合う地域共生社会を実現するため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、担い手となることが地域づくりの基盤となります。

地域福祉を推進する上で、自助力・互助力を高めていくことは必要不可欠であり、担い手の継続的な育成が必要となることから、地域住民に対し、民生委員・児童委員をはじめとした地域福祉活動の担い手に係る情報の発信や研修の実施により、新たな地域福祉活動の担い手の確保に取り組みます。

	取 組 内 容
住 民 の 役 割	<ul style="list-style-type: none">町内会への加入や民生委員・児童委員、町内会役員などを引き受けます。
地 域 の 役 割	<ul style="list-style-type: none">町内会未加入世帯への加入や地域行事への参加について呼びかけます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">ボランティア登録（個人・団体）を行い、登録者に対して情報提供等の支援を行います。【社会福祉協議会】地域を対象とした地域福祉活動やボランティア活動に関する出前講座を実施します。【社会福祉協議会】
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">民生委員・児童委員等の活動を支援します。民生委員・児童委員等になられた方に対して研修を行います。市民活動団体への人材育成や支援を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">主な関連事業</div> <ul style="list-style-type: none">協働のまちづくり推進事業保健・福祉フェスティバル開催事業民生児童委員協議会連合会育成事業長寿社会対策推進事業 など



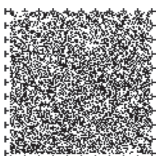
重点施策2 地域活動への支援・参加の促進

地区社会福祉協議会や地域団体は、地域において自助・互助機能を発揮するために必要不可欠な存在です。

地域には、町内会やボランティアなど様々な地域資源がありますが、地域団体とのつながりをつくることは地域の現状、動向や地域課題を我が事として受け止め、地域単位で目指す将来像に向けて取組を行うためには重要となります。また、市が地区社会福祉協議会や地域団体とつながることで、地域ニーズに合った支援にもつながります。

地域の自助力や互助力を後押しするために地域活動の情報発信や地域団体への支援に取り組みます。

	取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none">町内会やボランティアなどの活動内容を理解します。町内会やボランティアなどの活動に参加します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none">地域行事について広報し、住民へ周知します。地域活動を企画・実施します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">地区社会福祉協議会の区域単位に第2層協議体を設置し、地域内の事業者、NPO、ボランティア、住民などで情報共有や地域課題の解決に向けた話し合いを行います。【社会福祉協議会】様々な専門性を生かし、地域行事に参加します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">社会福祉協議会、地域団体等への事業を支援します。地域活動の情報を発信します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">主な関連事業</div> <ul style="list-style-type: none">町内会活動促進事業保護司会補助事業(福)郡山市社会福祉協議会補助事業障がい者福祉団体育成事業私立保育園運営費補助事業明るいまちづくり事業 など

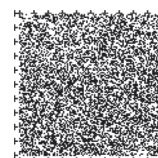


重点施策3 見守り支援体制の整備

近年、地震や台風に係る災害が発生する機会が増えてきていることから、自力で迅速な避難行動をとることが困難な方（避難行動要支援者）に対する災害時における支援の必要性が高まっています。また、災害時のみならず、日常生活においても要支援者の異変にいち早く気付くため、地域における見守りなどの住民による互助活動のさらなる充実も求められています。

今後も住民、地域、事業者、市が連携し、地域活動の中で防災の意識を高めつつ、要支援者に関する日頃からの情報共有やそれぞれの地域に合わせた支援体制の整備を進めます。

	取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域の支援を要する人の情報を行政や民生委員・児童委員などに報告します。 日常生活におけるあいさつや地域の行事などに参加することにより、地域の方とのつながりを形成します。 避難行動要支援者避難支援制度への登録申請を行います。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員が地域の見守り活動の実施及び困りごとの相談を受け付けます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域による見守り活動を支援します。【社会福祉協議会】 地域の集いの場への参加が難しい高齢者等に対して訪問による見守り活動を実施します。【社会福祉協議会】 市や県の見守り事業に登録し、日常業務の中での見守り・早期対応に向けた連絡を行います。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難支援制度の制度対象者に対して、周知及び登録勧奨を行います。 避難行動要支援者避難支援制度の登録者名簿を作成し、関係機関及び地域に提供して情報共有を図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 主な関連事業 </div> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難支援体制管理事業 など



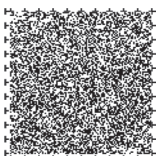
重点施策4 包括的支援体制の整備

少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化による社会構造の変化を背景として、複数の制度や分野にわたる複合化・複雑化した地域生活課題の解決に係るニーズは高まってきています。

複合化・複雑化した地域生活課題の解決には、既存の「縦割り」による分野ごとのアプローチではなく、分野をまたぐ包括的な相談支援体制が必要不可欠です。

それぞれに内容が異なる課題に的確に対応するため、各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートして1つのチームを構成することにより、複合化・複雑化した地域生活課題をワンストップで受け止める包括的支援体制の整備を進めます。

	取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 抱えている地域生活課題について、行政、相談支援機関、民生委員・児童委員などに相談します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域での生活課題を抱えているケースの情報を各相談支援機関や行政につなぎます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係事業者の相談支援機能を地域に提供するとともに、行政と連携することにより相談機能の充実を図ります。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある相談窓口の周知及び利用の促進を図ります。 相談支援機関と関係機関と行政の連携を深め、多様な生活課題に対応できる包括的な相談支援体制を整備します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 主な関連事業 </div> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政推進事業 母子保健推進活動事業 LINE子ども・子育て相談事業 生活困窮者自立支援事業 福祉まるごと支援事業 包括的支援事業【介護保険】 障がい者相談支援事業 精神障がい者相談支援事業 精神障がい者地域生活支援体制整備事業 など

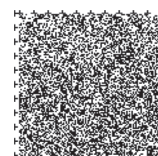


重点施策5 関係機関との連携体制の強化

市、社会福祉協議会、福祉サービス事業者が様々な活動を展開していますが、制度の狭間の問題や対象者の社会からの孤立により支援が十分に行き届かないケースが生じてきています。

民生委員・児童委員などの地域の見守り訪問などによる問題ケースの掘り起こしやサポートを必要とする住民に行き渡るような支援の実施が求められることから、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、地域活動団体との連携を強化し、互助、共助、公助がより効果的に機能するための体制づくりを進めます。

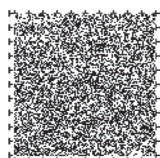
	取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、地域活動団体などの活動への理解を深め、活動に参加します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域で潜在化している問題ケースの情報を各相談支援機関や行政につなぎます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体や地域活動団体との交流会を行い、意見・情報交換を実施することで新たなつながりを構築します。【社会福祉協議会】 社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、地域活動団体などの様々な主体が連携して事業を実施することにより、地域福祉活動の充実を図ります。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、地域活動団体などの様々な主体と連携した事業を推進することにより、事業効果の向上を図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 主な関連事業 </div> <ul style="list-style-type: none"> 町内会長等と市長との懇談会事業 被保護者就労支援事業 生活支援体制整備事業【介護保険】 など



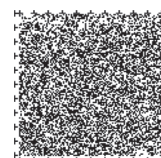
2 関連事業一覧

本計画は、「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の保健福祉に関連する分野の部門別計画であることから、「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の行政計画である第5次実施計画（2022（令和4）年度～2025（令和7）年度）の保健福祉分野の事務事業等を関連事業に設定します。

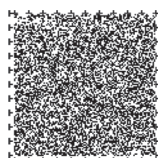
No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
1	I 人と人がつながり、誰もが安心して暮らせるまち	ウェブ等情報発信事業	市ウェブサイトによる市政情報の効果的な発信に努めるとともに、利用者の満足度を高めるため、検索の利便性向上を図ります。	16.6 16.10	政策開発部 広聴広報課
2		こおりやまリサーチ事業	行政サービスの改善のため、市民提案制度をはじめ、まちづくりネットモニターや市民意見リーダー等、様々な手法を通じた広聴事業を総合的に展開します。	16.6 16.10	政策開発部 広聴広報課
3		こおりやまインフォメーション事業	広報こおりやま等を活用した広報事業を展開します。	16.6 16.10	政策開発部 広聴広報課
4		メディア広報事業	市政への理解と関心を高めるため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS等を効果的に活用した市政広報を行います。	16.6 16.10	政策開発部 広聴広報課
5		地域集会所補助事業	地域活動の拠点となる集会所に対して、整備費等の一部を助成します。	13.1 17.17	市民部 市民・NPO 活動推進課
6		町内会活動促進事業	住民自治組織の健全な育成と連携強化を図るため、郡山市自治会連合会に対し運営費を助成します。新規町内会加入者に対し抽選で郡山市特産品が当たるプレゼントキャンペーンの実施や、自治会ウェブサイトによる情報発信など、町内会、不動産団体及び市が連携を図りながら効果的な町内会加入率向上を図ります。	17.2	市民部 市民・NPO 活動推進課
7		町内会長等と市長との懇談会事業	市民の意見を広く市政に反映させ、協働のまちづくりを推進するため、市政情報を発信するとともに各地域における様々な課題解決へ向けた活動事例の発表や情報共有、意見交換を行う場として、町内会長や各種団体等の代表者と市長との懇談会を開催します。	17.2	市民部 市民・NPO 活動推進課
8		協働のまちづくり推進事業	「第二次郡山市協働推進基本計画」に基づく施策として、市民活動サポートセンターの運営、市民活動団体への活動費補助、市民活動団体等の表彰など、協働に関わる人材育成や支援を行い、協働のまちづくりの推進を図ります。	17.2	市民部 市民・NPO 活動推進課
9		消費者行政推進事業（経常事業）	情報化や高齢化に伴い、なりすまし詐欺やインターネットトラブル等消費者の相談内容が複雑化していることから、相談体制の一層の強化と消費者への啓発活動を行っていきます。	4.7 10.2 12.8	市民部 セーフコミュニティ課



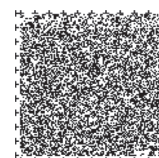
No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
10	I	町内会DX推進事業【新規】	スマートフォンで使用できる連絡ツールアプリケーションを町内会や地区町内会連合会に試験的に導入し、運営や活動への課題の抽出や効果を検証します。	17.17	市民部 市民・NPO 活動推進課
11		明るいまちづくり事業	地域の連帯意識を醸成するため、明るいまちづくり推進委員会協議会への活動支援や、花いっぱい運動の推進、ココナビこおりやまの活用促進を図ります。	17.2	教育総務部 生涯学習課
12		認可保育所等整備補助事業	保育環境の向上のため、計画的に民間認可保育所等の設置を図ります。	4.2	こども部 こども政策課
13		子育て環境整備促進事業	【ウェルカム赤ちゃん事業】 子育て世帯を支援するとともに、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、新生児に記念品を贈ります。 【赤ちゃんニコニコステーション事業】 授乳やおむつ替えができる施設・キッズスペースがある施設の情報提供を行い、外出しやすい環境づくりに努めます。	4.2	こども部 こども政策課
14		結婚新生活支援事業	少子化対策の推進を図るため、経済的な理由により婚姻に踏み切れない男女に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住居費、引越費用）について経済的支援を行います。	4.2	こども部 こども政策課
15		Withコロナ婚活支援事業【新規】	コロナ禍で「出会いの場」が制限されている若者の婚活を応援するため、県のオンライン型のマッチングシステム「はぴ福なび」の入会登録料（1万円）の半額を補助します。	3.7	こども部 こども政策課
16		ファミリーサポートセンター事業	地域における子育てサポート体制の整備を図るため、地域のネットワークの充実を図りながら取り組み、会員同士の相互援助活動を進めます。	17.2	こども部 こども家庭 支援課
17		母子保健推進活動事業	安心して子どもを生み、育てることができる環境をつくるため、育児不安を軽減するための教室の開催や相談事業、訪問指導、子育て支援アプリ事業等を実施します。	3.1 3.2	こども部 こども家庭 支援課
18		母子健康教育事業	児童、生徒が生命の大切さを実感できるよう、発達段階に応じた思春期保健講座を開催します。	3.7	こども部 こども家庭 支援課
19		こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業	「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子のふれあい、親同士子ども同士の交流を図るため、様々な事業を実施し、総合的な子育て支援を図ります。	4.2	こども部 こども家庭 支援課
20		児童虐待防止啓発事業	児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を推進するために、啓発活動等を進めます。	16.2	こども部 こども家庭 支援課
21	母子自立支援事業	母子家庭等の母親等の自立を促進するため、就業相談やハローワークと連携した就業活動支援を行うとともに、求職活動の促進及び就業に必要な知識、技能習得を容易にするため給付金を支給します。	1.2 5.b 8.8	こども部 こども家庭 支援課	



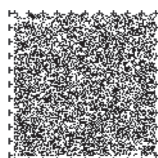
No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
22	I	養育支援訪問事業	出産後1年以内の家庭における母親の育児や家事の負担を軽減し、心身の健康と安心して子育てできる環境整備を図るため、ホームヘルパーの派遣を行うほか、育児支援が必要な家庭に助産師や保健師等を派遣し、育児不安の解消、助言・指導を行います。	3.2	こども部 こども家庭支援課
23		こども医療助成事業	子どもの健康増進と保護者の負担軽減を図るため、出生から18歳までの医療費を助成します。	3.2	こども部 こども家庭支援課
24		妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康保持増進を図るため、妊産婦健康診査の助成を行い、より安全に妊娠・出産に取り組める環境を整備します。また新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。	3.1	こども部 こども家庭支援課
25		産後ケア事業	妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、産院を退院し心身ともに不安定になりやすい時期に産後ケア事業（ショートステイ・デイケア）を行い母体回復や育児不安の軽減を図ります。	3.1 3.2	こども部 こども家庭支援課
26		幼児肥満予防対策事業	幼児期の肥満を予防するため、1歳6か月・3歳児健診等の機会を通じて正しい食習慣についての知識の普及啓発を図るとともに肥満傾向にある児と保護者を対象に個別での相談を実施します。	3.2	こども部 こども家庭支援課
27		幼児歯科保健事業	1歳6か月児健診や3歳児健診において、むし歯有病者率が高い現状にあるため、幼児期のむし歯予防に向けた各種事業を行います。	3.2	こども部 こども家庭支援課
28		子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門のコーディネーターを配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	3.1 3.2	こども部 こども家庭支援課
29		LINE子ども・子育て相談事業	子育てに悩みを抱える保護者等や子ども本人からの相談に対して、コミュニケーションツールとして多くの市民が利用しているLINEを活用した相談業務を行います。	3.2	こども部 こども家庭支援課
30		子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合、保護を行うことができる施設において、養育・保護を行います。	16.2	こども部 こども家庭支援課
31		延長保育事業	就労形態の多様化により、保育標準時間認定（11時間）又は保育短時間認定（8時間）を超える就労に対応する延長保育サービスを実施します。	4.2	こども部 保育課
32		私立保育園運営費補助事業	認可外保育施設に入所している乳幼児の良好な保育環境を確保するため、特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会に対して助成を行います。	4.2	こども部 保育課
33		一時預かり事業	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコ子ども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施します。	4.2	こども部 保育課



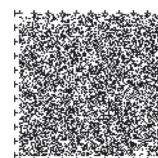
No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
34	I 人と人がつながり、誰もが安心して暮らせるまち	保育所地域ふれあい事業	地域住民との交流や地域文化の伝承活動等とおして地域に開かれた保育所運営を図ります。	4.2	こども部 保育課
35		病児・病後児保育事業	就労環境の整備と保護者負担の軽減を図るため、病気で保育所等に通所できない小学校6年生までの児童の一時預かりを実施します。	4.2	こども部 保育課
36		特定教育・保育施設等補助事業	認定こども園、保育所等の研修費等の一部を補助することにより、安定した保育所の運営を図ります。	4.2	こども部 保育課
37		多子世帯保育料軽減事業（認可外保育施設）	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳未満の児童が2人以上いる世帯の第2子以降を対象に、認可外保育施設の保育料の一部を助成します。	4.2	こども部 保育課
38		幼稚園・保育所等児童カウンセリング事業	臨床心理士が助言と指導を行なうことによって、発達障がい児等の保護者や保育士の悩みや不安の解消を図り、児童の健やかな発達を促します。	4.2	こども部 保育課
39		認可外保育施設支援事業	認可外保育施設入所児童の保育環境充実のため、絵本贈呈を行います。事業所内保育施設を対象に、児童の運動機能強化を図るため、屋内遊具等を配布します。	4.2	こども部 保育課
40		保育士・保育所支援センター事業	保育士等の保育人材を安定的に確保するため、潜在保育士の掘り起こしや就労相談、再就職支援研修会、保育人材確保に係る補助事業を実施します。	4.2	こども部 保育課
41		幼稚園・保育所等保育料・無料化・軽減等事業	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、第一子児童に係る保育料の無料化・軽減等を実施します。	4.2	こども部 保育課
42		新規参入事業者巡回支援事業	認可保育所等を新たに設置した事業者を巡回し、運営等に対する支援を行います。	4.2	こども部 保育課
43		保育所DX推進事業	保育業務のICT化により、保育士の負担を軽減するとともに、より安全な保育環境を整備します。また、保護者の利便性の向上を図ります。	4.2	こども部 保育課
44	医療的ケア児保育支援事業	保育所等に看護師等を配置し、保育の認定を受けた医療的ケア児（日常生活を営むために医療を必要とする状態にある児童）の保育を行います。	4.2	こども部 保育課	
45	幼保小連携推進事業	幼児の生活や発達の連続性を踏まえ、就学前後の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・保育園・認定こども園・小学校の連携強化を推進します。	4.2	学校教育部 総合教育支援センター	



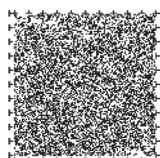
No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
46	Ⅱ 誰もが互いに支えあい、誰にでもやさしいまち	国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業【国民健康保険課】	特定健康診査等第三期実施計画に基づき、40歳～74歳までの国民健康保険加入者に対し、特定健康診査の受診勧奨と特定保健指導利用の周知・啓発を実施し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上を目指すとともに、生活習慣病の予防・改善と、医療費の削減に努めます。	3.4	市民部 国民健康保険課 (保健福祉部 保健所 健康づくり課)
47		保健・福祉フェスティバル開催事業	子どもから高齢者まで多くの市民が保健・福祉に対する理解を深めるため、各種展示や体験ができる保健・福祉フェスティバル郡山を開催します。	1.3 3.2 3.3 3.4 3.5 3.a 10.2	保健福祉部 保健福祉総務課
48		社会福祉大会開催事業	市民の社会福祉に対する理解を深めるとともに、地域福祉の一層の推進を図るため、市社会福祉大会を開催します。(3年に1度)	1.3 3.4 10.2	保健福祉部 保健福祉総務課
49		援護法関係団体育成事業	戦没者遺族とその家族の福祉向上を図るため、市遺族会の運営に対して支援を行います。	1.3 10.2 17.17	保健福祉部 保健福祉総務課
50		保護司会補助事業	犯罪・非行の防止、犯罪を犯した者の更生保護を図るため、保護司会の運営に対して支援を行います。	1.3 10.2	保健福祉部 保健福祉総務課
51		民生児童委員協議会連合会育成事業	地域福祉の向上を図るため、民生・児童委員の活動及び研修等に対して支援を行います。	1.3 3.2 3.4 3.5 10.2 16.2	保健福祉部 保健福祉総務課
52		福祉のまちづくり事業	地域福祉の充実を図るため、各地区の社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービス事業に対する支援を行います。	1.3 3.2 3.4 3.5 10.2 16.2	保健福祉部 保健福祉総務課
53		(福)郡山市社会福祉協議会補助事業	地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会の本部運営等に要する経費に対する支援を行います。	1.3 3.2 3.4 3.5 10.2 16.2	保健福祉部 保健福祉総務課
54		避難行動要支援者避難支援体制管理事業	高齢者や障がい者等の災害時の安全確保を図るため、避難支援体制の管理を行います。	1.3 1.5 11.5	保健福祉部 保健福祉総務課
55		生活困窮者自立支援事業	生活困窮者等、様々な悩みを抱えている方の自立の促進を図るため、関係機関と連携して支援を行います。	1.3 4.3 8.5 10.2 17.17	保健福祉部 保健福祉総務課



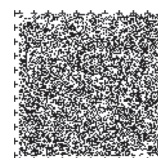
No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
56	Ⅱ 誰もが互いに支えあい、誰にでもやさしいまち	福祉まるごと支援事業	家族や地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズを踏まえ、「ダブルケア」や「8050問題」など、一つの相談支援機関だけでは対応困難な課題を解決するため、市民や世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題を「丸ごと」受け止め、様々な機関をつなぎながら、世帯等に寄り添った支援を行う、相談員を市内3か所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。	1.3 10.2 17.17	保健福祉部 保健福祉総務課
57		被保護者就労支援事業	生活支援課に「ハローワークコーナー」を設置し、本市とハローワークが連携して、生活保護受給者等に対し、ワンストップ型の就労支援を行います。	1.3 8.5 8.8 10.2	保健福祉部 生活支援課
58		被保護者健康管理支援事業	生活保護受給者への健康診査実施を推進し、健康問題のある生活保護受給者に保健指導を行い、重症化予防及び健康増進をお薬手帳の活用促進により、重複服薬防止や後発医薬品の使用原則を周知し医療の適正化を図ります。	1.3 3.3 3.4 3.5 10.2	保健福祉部 生活支援課
59		配食サービス活用事業【介護保険】※一般会計分も含む	食事管理が困難な高齢者の栄養改善及び安否の確認を行うため、配食サービスを行います。	1.3 2.2 10.2	保健福祉部 地域包括ケア推進課
60		シルバーハウジング生活援助員派遣事業【介護保険】	在宅福祉サービスの充実を図るため、高齢者世話付き住宅入居者に対して生活援助員を派遣し、生活指導や安否確認を行います。	1.3 10.2	保健福祉部 地域包括ケア推進課
61		包括的支援事業【介護保険】	介護予防の推進と地域包括ケアの推進を図るため、直営の基幹型地域包括支援センター及び委託による地域包括支援センターを設置し、高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメント等を行います。	1.3 10.2	保健福祉部 地域包括ケア推進課
62		認知症高齢者家族支援事業【介護保険】	認知症などにより、はいかひのおそれのある高齢者等の安全を確保するため、家族に対し、高齢者等が外出した際の所在が確認できる位置情報探索機器の貸し出しや、緊急連絡先等が確認できるQRコードの配付を行います。また、関係機関と構築したSOS見守りネットワークの充実強化を図ります。	1.3 10.2	保健福祉部 地域包括ケア推進課
63		高齢者日常生活支援事業【介護保険】※一般会計分も含む	高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するため、日常生活の支援を行います。	1.3 10.2	保健福祉部 地域包括ケア推進課
64		認知症総合支援事業【介護保険】	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置・認知症カフェの設置などにより認知症の方や家族等への支援を行います。	1.3 10.2	保健福祉部 地域包括ケア推進課



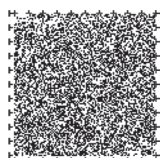
No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
65	Ⅱ 誰もが互いに支えあい、 誰にでもやさしくまち	一般介護予防事業【介護保険】	高齢者自らがより介護予防に関心をもてるよう、親しみやすく継続して取り組めるような運動を広く周知するとともに、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。	1.3 10.2	保健福祉部 地域包括ケア 推進課
66		生活支援体制整備事業【介護保険】	協議体及び生活支援コーディネーターを配置し、支え合いによる地域づくりを行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要な多様な生活支援・介護予防サービスを整備します。	1.3 10.2 17.17	保健福祉部 地域包括ケア 推進課
67		介護予防・生活支援サービス事業【介護保険】	地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とします。	1.3 10.2	保健福祉部 地域包括ケア 推進課
68		在宅医療・介護連携推進事業【介護保険】	急速な高齢化が進展する中、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援体制を構築します。	1.3 10.2 17.17	保健福祉部 地域包括ケア 推進課
69		介護サービス適正実施指導事業【介護保険】	介護サービスの質の確保・向上や介護サービスの適正な実施を図るため、介護サービス事業者等へ指導・支援を行います。	1.3 10.2	保健福祉部 介護保険課
70		介護人材確保育成支援事業【介護保険】	介護サービス事業所に従事する者や介護サービス事業の運営者を対象に、職員個々のスキルアップ及び事業運営者の管理能力の向上につなげるセミナー等を対面型とオンライン（オンデマンド）型を可能な限り併用して実施し、介護サービス事業所の環境改善と介護人材の定着率の向上を図ります。また、介護労働安定センター等が行う関連事業の周知等の連携を強化し、人材確保を支援します。	1.3 10.2	保健福祉部 介護保険課



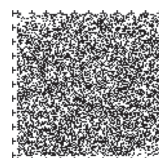
No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
71	Ⅲ 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち	医療費適正化推進事業【国民健康保険】	第二期データヘルス計画に基づき、国民健康保険加入者のレセプトデータ等を活用した、健康状態や健康課題の分析結果を踏まえ、疾病予防や健康保持・増進を図るための各種事業に取り組み、医療費の適正化を推進します。	3.4 3.5 3.9	市民部 国民健康保険課
72		障害者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせて助言を行います。 また、地域における相談支援の中核的な役割を持つ障がい者基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行います。	1.3 10.2 17.17	保健福祉部 障がい福祉課
73		コミュニケーション等支援事業	手話の普及と聴覚障がい者等への理解促進を図るとともに、聴覚障がい者への日常生活や社会生活におけるコミュニケーション支援として手話通訳者や要約筆記者の派遣のほか、ICTを活用した遠隔手話サービス（テレビ電話）を実施します。	1.3 10.2	保健福祉部 障がい福祉課
74		ふれあいピック大会開催事業	障がい者（児）の体力の増進と社会参加の促進を図るため、ふれあいピック（合同運動会）を開催します。	1.3 10.2	保健福祉部 障がい福祉課
75		障がい者福祉団体育成事業	障がい者の福祉向上を図るため、障がい者の社会参加の推進等に取り組む団体に対して支援を行います。	1.3 10.2 17.17	保健福祉部 障がい福祉課
76		障がい者就労支援事業	就労移行支援事業所等と連携して障がい者の職場体験学習を実施します。	1.3 4.5 8.5 10.2	保健福祉部 障がい福祉課
77		難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上を図ることができるよう、補聴器購入等費用の一部を助成します。	1.3 10.2	保健福祉部 障がい福祉課
78		身体障がい者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業	年齢75歳未満で肢体不自由1・2級の身体障害者手帳所持者に対して、健康の保持、心身の疲労回復を図るため、はり・きゅう・マッサージ券を交付します。	1.3 10.2	保健福祉部 障がい福祉課
79		社会福祉施設整備事業	障がい福祉の向上を図るため、社会福祉法人等が設置する社会福祉施設等（障害福祉サービス事業所等）の施設整備に要する費用の助成を行います。	1.3 10.2 11.7	保健福祉部 障がい福祉課
80		障がい者福祉施設長寿命化事業	障がい福祉課が所管する障がい者施設4施設について、施設の維持補修により長寿命化を図ります。	1.3 10.2 11.7	保健福祉部 障がい福祉課
81	児童発達支援利用者負担無料化事業	第一子が児童発達支援を利用している世帯の保護者を対象として、育児環境の改善を図るため、利用者負担額を補助します。	1.3 10.2	保健福祉部 障がい福祉課	



No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
82	Ⅲ 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち	長寿社会対策推進事業	年齢に捉われず地域において活躍できる高齢者を養成するとともに、高齢者自身の社会参加を促すことで健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。また、今後ますます進展する高齢社会において、全ての世代が自身の担うべき役割を考える場を提供します。	1.3 4.5 10.2	保健福祉部 健康長寿課
83		高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	介護保険の要介護認定を受けていない高齢者が、転倒等により要介護状態になることを防止するため、自宅への手すりの取り付けや段差解消等の軽易な住宅改修費用の一部を助成し、セーフコミュニティの推進を図ります。	1.3 10.2	保健福祉部 健康長寿課
84		軽費老人ホーム事務費補助事業	軽費老人ホーム入所者の経済的負担を軽減するため、入所者から徴収すべき事務費の一部を免除した場合に減免額を助成します。	1.3 10.2	保健福祉部 健康長寿課
85		高齢者健康長寿サポート事業	高齢者の社会参加の促進や健康の保持・増進、閉じこもり解消等の推進のため、70歳以上の方には、はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、75歳以上の方には併せて路線バスやタクシーにも利用することのできる共通利用券を交付します。	1.3 10.2	保健福祉部 健康長寿課
86		スマートシニア応援事業	デジタル機器を活用することで、高齢期の生活における課題解決を図り、賢く、充実した高齢期の生活を送れるよう支援します。	17.8	保健福祉部 健康長寿課
87		いきいきダイクラブ事業	在宅高齢者の介護予防、閉じこもり防止、認知症予防の推進と引きこもりがちな高齢者に社会参加を促し、健康寿命の延伸を図るため、地域交流センター等を会場とし、通所（送迎）により教養講座、趣味・創作活動、日常動作訓練等を行います。	1.3 10.2	保健福祉部 地域包括ケア推進課
88		ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	心身に支障のあるひとり暮らし高齢者等の在宅生活での不安感解消と事故発生を防止するため、緊急時に緊急通報受信センターと連絡できる機器の貸与を行います。	1.3 10.2	保健福祉部 地域包括ケア推進課
89		老人福祉施設等整備補助事業（特別養護老人ホーム等建設）	高齢者が地域において生きいきと安心して暮らせるよう、老人福祉施設等の整備に要する費用の補助を行います。	1.3 10.2 11.7	保健福祉部 介護保険課
90		地域密着型サービス拠点整備補助事業	地域における高齢者支援のためのサービスの拠点となる小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備に要する費用の補助を行います。	1.3 10.2 11.7	保健福祉部 介護保険課
91		献血運動推進事業	医療に必要な血液の安定供給の確保を図るため、イベント等啓発活動を行います。また、骨髄移植の推進を図るため、献血イベントに併せて骨髄バンクドナー登録会等を行うとともに、骨髄提供ドナーとなった市民に、提供時の休業補償相当の助成を行います。	1.3 3.4 3.8 10.2	保健福祉部 保健所 総務課

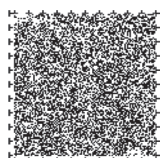


No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
92	Ⅲ 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち	保健委員会活動支援事業（～R3保健衛生団体等活動支援事業）	市民の健康意識の高揚と健康づくりの推進、保健衛生行政の向上を図るため、地域で保健衛生事業を推進する郡山市保健委員会の活動を支援し、団体の育成と連携強化を図ります。	1.3 3.4 10.2 17.17	保健福祉部 保健所 総務課
93		（公財）郡山市健康振興財団運営補助事業	市民の健康管理・増進を図るため、郡山市健康振興財団に補助金を交付し、健康づくりのための環境整備を行います。	1.3 3.4 10.2 17.17	保健福祉部 保健所 総務課
94		救急医療体制確保事業	救急医療体制を維持するため、二次救急医療を担う救急告示病院等の運営経費の助成を行うとともに、休日・夜間急病センターを運営します。	1.3 3.8 10.2 17.17	保健福祉部 保健所 健康政策課
95		医療従事者支援事業	保健師、助産師、看護師等いわゆる看護職の育成及び就労支援について、育成機関及び医療機関と連携しながら、看護実習等の受入支援を行うとともに、就労の現状と課題について情報共有を行い、新規就労及び未就労看護職の復職へ向けた支援を行う。	1.3 3.8 8.5 10.2	保健福祉部 保健所 健康政策課
96		SDGs推進全世代健康都市圏事業	健康をキーワードに、連携中枢都市圏における、医療・介護情報等を多角的に分析し、EBHP（エビデンス・ベースド・ヘルス・ポリシー：根拠に基づく健康政策）の実施や疾病構造や介護認定状況、それに至る原因等を把握することで、各種保健事業・介護予防事業等を広域中枢連携都市圏で一体的に実施し、ICTを活用した健康寿命の延伸対策など、EBM（エビデンス・ベースド・メディスン：根拠に基づく医療）を進めることにより、すべての世代の方たちが健康で生きいきと暮らせるまちづくりを目指す。	3.4 3.8 17.17	保健福祉部 保健所 健康政策課
97		特定感染症検査等対策事業	性感染症のまん延防止を図るため、正しい知識の普及啓発活動やHIV・梅毒抗体検査、健康相談の実施や肝炎ウイルス検査により、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療及び重症化予防を図ります。また、胎児の先天性風しん症候群の発症を防止する風しんワクチンの接種を効果的に行うため、抗体検査を実施します。	1.3 3.3 10.2	保健福祉部 保健所 保健・感染症課
98		精神保健福祉事業	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、健康相談や講演会等を行います。	1.3 3.4 3.5 10.2	保健福祉部 保健所 保健・感染症課
99	精神障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談者のニーズに合わせて指導や助言を行うとともに、福祉制度が効果的に活用できるよう、人材の育成・確保や社会資源の活用等の体制整備を図ります。	1.3 3.5 10.2	保健福祉部 保健所 保健・感染症課	



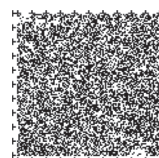
No	基本目標	事業名	事業概要	SDGs	担当部課
100	Ⅲ 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち	任意予防接種事業	感染症の発生及びまん延を予防するため、おたふくかぜ、成人の風しんなどの任意予防接種について市独自に接種費用の一部助成を継続的に行います。また、造血幹細胞移植その他の理由により既に予防接種によって得ていた免疫を消失したことに伴い、任意で再度、当該予防接種に相当する予防接種を受ける市民に対して、当該予防接種に要する費用を助成します。	1.3 3.3 3.8 3.b 10.2	保健福祉部 保健所 保健・感染症課
101		難病患者等地域支援対策推進事業	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談会や研修会等を行います。	1.3 3.8 10.2	保健福祉部 保健所 保健・感染症課
102		自殺対策推進事業	自殺防止を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に関する知識の普及啓発、相談体制の強化、うつ病家族教室等のほか、生きることの包括的支援に係る事業を継続し行います。	1.3 3.4 10.2 17.17	保健福祉部 保健所 保健・感染症課
103		新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者に対応する協力医療機関に対し、感染リスクへの対応に伴う必要な経費の一部を助成します。	1.3 3.3 10.2	保健福祉部 保健所 保健・感染症課
104		保健所駅前健康相談センター運営事業	市民の健康増進を図るため、ビッグアイ7階の郡山駅前健康相談センターで健康相談や保健指導、エイズ相談やH I V・梅毒抗体検査を行います。	1.3 3.3 10.2	保健福祉部 保健所 健康づくり課
105		生活習慣病対策事業	生活習慣病を予防するため、適正な食習慣や運動の推進、受動喫煙防止対策等を行います。食生活実態調査の結果を踏まえた対策に取り組むとともに、運動習慣の定着を推進するため、健康ポイント事業を実施し、健康寿命の延伸を図ります。	1.3 3.4 3.a 10.2	保健福祉部 保健所 健康づくり課
106		食育推進事業	市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、市民へ食育の周知啓発を図るとともに、関係団体等と連携し食育を推進します。	1.3 2.1 2.2 3.4 10.2 12.3	保健福祉部 保健所 健康づくり課
107		健康増進事業	市民の健康の保持増進を図るため、健康増進法に基づく健康教育、相談等を実施し、生涯にわたる健康づくりを支援します。さらに、がん予防のための周知啓発を充実させるとともに、早期発見を目的に各種がん検診の受診率の向上を図ります。	1.3 3.4 10.2	保健福祉部 保健所 健康づくり課
108	特定歯科保健事業	地区診断に基づきこれまで重点地区（日和田町・西田町）への歯科保健事業（小中学校巡回歯科指導・幼稚園児歯科指導・歯科に関する子育て相談）を実施し成果が得られたことから、市内全域に地域を拡大し、むし歯率の高い地域から順次事業を展開し、市全体のむし歯状況の改善を目指します。	1.3 3.8 10.2	保健福祉部 保健所 健康づくり課	

※ 40 ページに掲載している「消費者行政推進事業」については、経常事業（事業趣旨を鑑み成果に関わらず継続する事業）であるため、第5次実施計画（2022（令和4）年度～2025（令和7）年度）には掲載していませんが、国の関係通知において、重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携が求められていることから関連事業として設定します。



第5章

計画の推進



1 郡山市社会福祉協議会との協働による推進

郡山市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を担う団体として、地域福祉を目的とする普及・啓発、人材育成、支援事業など様々な事業を展開しています。

また、市内13地域に地区社会福祉協議会を設置し、そのうちの1つである郡山地区内にはさらに26の支部を組織し、地域の町内会、民生委員・児童委員、各種団体等の方々が「福祉委員」としてサロン活動や見守り活動などの地域に根差した多様な活動を行っています。

本計画においては、郡山市社会福祉協議会を地域福祉の重要な担い手として位置づけるとともに同協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図りながら施策を推進します。

2 横断的取組

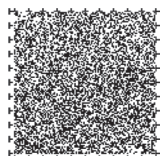
社会福祉法において、市町村地域福祉計画には地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることとされておりあります。

「第4期郡山市地域福祉計画」では、以下の内容について各分野をまたぐ「横断的取組」として定めることで事業の効果や効率性を高めるために様々な施策を総合的かつ横断的に推進します。

(1) 権利擁護・虐待防止への支援

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分ではない方などに対する相談や見守り、成年後見制度の利用等において、関係機関の連携強化を図るとともに、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や活動支援強化など、権利擁護支援に係る取組を推進し、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、高齢者や障がい者、子どもに対する虐待への対応の在り方や予防策について、地域で連携した支援体制を構築し、関係機関とのより一層の連携強化に取り組んでいきます。



【権利擁護支援の取組】

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の設置

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。

チーム（本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者）による本人支援体制をバックアップするため、権利擁護に関連する既存の協議会等と連携し、成年後見制度に関わる機関・団体等による地域連携ネットワークを構築するとともに、地域連携ネットワークの連携強化を図るため、中核となる機関を設置します。

②地域連携ネットワークの機能の整備

成年後見制度の利用促進に向け、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能の充実を図るため、これらの機能を整備します。

ア「広報機能」

権利擁護に関する理解や関心を深め、成年後見制度の周知・啓発に努めます。

イ「相談機能」

権利擁護支援を必要とする人・関係者などの相談に応じ、適切な支援につなぐことができるよう相談体制の充実に努めます。

ウ「成年後見制度利用促進機能」

支援内容や適切な後見人候補者の選任等を検討するほか、市民後見人等の育成・活動支援に努めます。

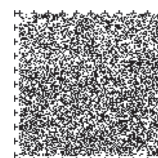
エ「後見人支援機能」

親族後見人や市民後見人の後見活動に関する相談対応や本人に身近な関係者チームへの支援に努めます。

③成年後見制度に関する支援制度

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立て人等が不在の場合において、市長申立てによる支援を行います。

また、経済的な理由で成年後見制度が利用できないことが無いよう、収入や資産等の状況により、後見人等への報酬や市長申立ての際の申立費用について助成を行います。



(2) 災害に強い体制づくり

過去10年間だけで2011(平成23)年3月11日の「東日本大震災」をはじめとして、2019(令和元)年10月に「令和元年東日本台風」、2021(令和3)年2月13日に「福島県沖地震」と多くの大規模災害に見舞われました。

災害時は要配慮者の安否確認や被災者の居住環境の復旧など多くの課題が生じることから、ボランティアセンターや地域などの公的団体に対して災害対応に係る支援や関係機関との連携を図ることにより、災害に強い体制づくりに取り組んでいきます。

(3) セーフコミュニティ活動の推進

セーフコミュニティとは、「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、地域全体が協働でけがや事故の予防活動など、安全・安心の取組を行っている地域のことです。

本市ではより一層の安全と安心に包まれた街づくりを加速させるため、2014(平成26)年、WHO(世界保健機関)が推奨するセーフコミュニティの国際認証取得を目指して活動を開始し、2018(平成30)年2月2日に国内15番目、県内では初めてとなる国際認証を取得しました。

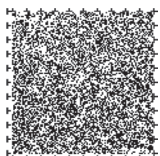
セーフコミュニティ活動の推進によりけがや事故が減少することで、市民の誰もが求める「安全・安心」の向上や地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することによる情報や連帯意識の共有、国際基準による安全・安心の取組を行う自治体としての地域イメージの向上が期待されます。

本計画の推進において、地域住民の安全・安心の確保は基本理念や基本方針にも通ずることからセーフコミュニティ活動を推進します。

(4) 感染症への対策

世界的な問題となっている「新型コロナウイルス感染症」については、国においてその対策を危機管理上、重大な課題であるとの認識の下、国民の生活を守るため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を令和2年3月28日に決定し、以降変更や改定を重ねるとともに様々な取組を進めています。

「新型コロナウイルス感染症」をはじめとした新たな感染症の発生状況下において、「新しい生活様式」などの考え方は、本計画を推進する上で重要な課題であることから、地域全体で感染症への対策に取り組んでいきます。



(5) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

DX（デジタルトランスフォーメーション）とはICT^{※8}の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念を意味しています。

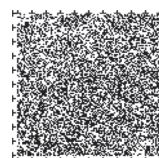
各種業務の事務や管理については紙媒体が主流となっていますが、業務自体のシステム化やRPA^{※9}、OCR^{※10}、IoT^{※11}などの活用によりICTの能力を最大限に引き出すことで地域住民の事務手法の簡素化や業務効率化を図るため、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していきます。

※8 ICT：情報(Information)処理や通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称。

※9 RPA：Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略。今まで人の手で行っていた業務をロボットを活用して自動化すること。

※10 OCR：Optical Character Reader（オプティカル・キャラクタ・リーダー）の略。手書きの書類や印刷・印字された文字部分を認識して文字データに変換し、コンピュータに情報として入力する光学式文字読取装置のこと。

※11 IoT：Internet of Thingsの略。モノのインターネットのこと。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

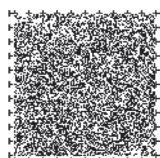
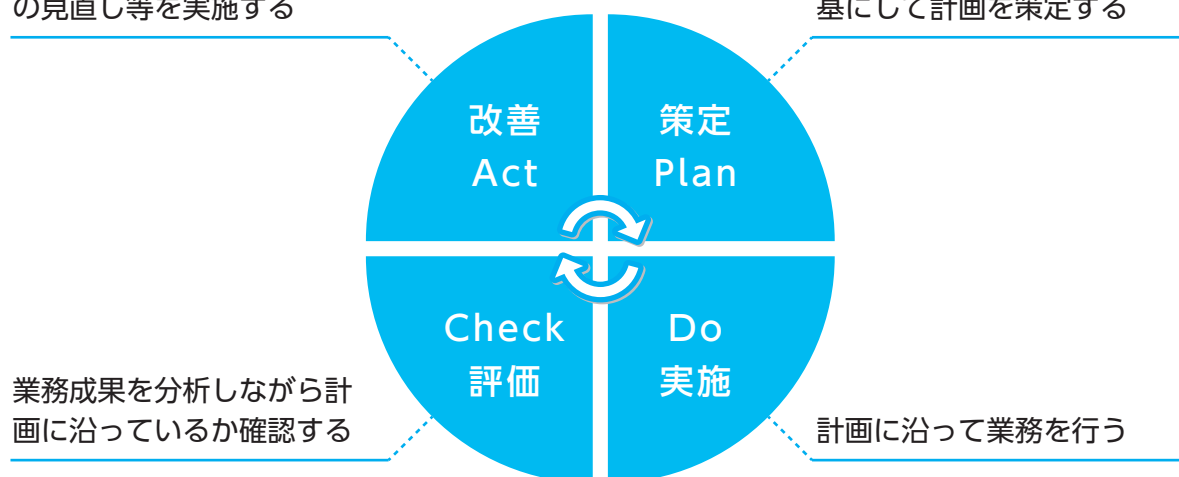


3 計画の進行管理・評価方法

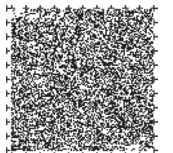
本市では、本計画を実効性のある計画とするため、「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の実施計画及び福祉分野の個別計画における数値目標及び実績を用いることで、各種施策の実施について行政評価や各個別計画の年次評価などにより進行管理を行います。

計画の内容や評価を踏まえ、
必要がある場合は計画や事業
の見直し等を実施する

従来の実績や現況分析などを
基にして計画を策定する



資料編



1 郡山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

【設置】

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者の意見を聴くために開催する郡山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

【委員会の役割】

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

【委員会の構成】

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、地域福祉について優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉及び医療関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が指名する者

3 委員への依頼期間は1年以内とする。

4 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

【会議】

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

【関係者の出席】

第5条 市長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

【庶務】

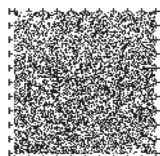
第6条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

【委任】

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(略)



2 郡山市地域福祉計画策定検討会設置要綱

【設置】

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、調査及び検討を行うため、郡山市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

【所掌事務】

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (3) 計画に係る調査等に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

【組織】

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長には保健福祉部次長、副会長には保健福祉総務課長をもって充てる。

3 会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の職員
- (2) その他会長が指名する者

【会長等】

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【会議】

第5条 検討会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

【関係者の出席】

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

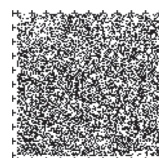
【庶務】

第7条 検討会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

【その他】

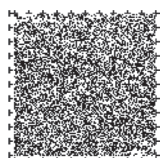
第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
(略)



別表（第3条関係）

総務部	総務法務課長、防災危機管理課長
政策開発部	政策開発課長、広聴広報課長
財務部	財政課長
市民部	市民・NPO活動推進課長、男女共同参画課長、セーフコミュニティ課長
文化スポーツ部	文化振興課長、スポーツ振興課長
環境部	環境政策課長
保健福祉部	保健福祉総務課長、生活支援課長、障がい福祉課長、健康長寿課長、地域包括ケア推進課長、介護保険課長、保健所総務課長、保健所健康政策課長、保健所保健・感染症課長、保健所健康づくり課長
こども部	こども政策課長、こども家庭支援課長、保育課長
農林部	農業政策課長
産業観光部	産業政策課長
建設交通部	道路建設課長、住宅政策課長
都市整備部	都市政策課長
教育総務部	総務課長、生涯学習課長
学校教育部	学校管理課長、学校教育推進課長、総合教育支援センター所長
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	



3 郡山市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

【設置】

第1条 郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、郡山市地域福祉計画策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

【所掌事務】

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

【組織】

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は保健福祉総務課長補佐をもって充て、副部会長は保健福祉総務課総務管理係長をもって充てる。

3 部会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の担当職員
- (2) その他部会長が指名する者

【部会長等】

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【会議】

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が召集する。

【関係者の出席】

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

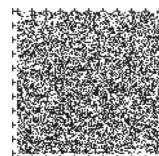
【庶務】

第7条 部会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

【その他】

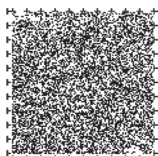
第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則
(略)



別表（第3条関係）

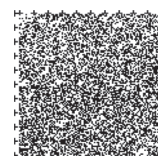
保 健 福 祉 部	保健福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、健康長寿課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健所総務課、保健所健康政策課、保健所保健・感染症課、保健所健康づくり課
こ ども 部	こども政策課、こども家庭支援課、保育課
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	



4 郡山市地域福祉計画策定委員会委員名簿

【依頼期間】 令和3年7月21日から令和4年3月31日まで

No.	氏名	所属団体等	備考
1	あべみつひろ 阿部光浩	郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長	
2	おかべさなえ 岡部早苗	社会福祉法人ほっと福祉記念会 Sweet hot 施設長	
3	きくちせつこ 菊池節子	公益社団法人福島県栄養士会 県南支部企画運営委員	
4	くさかしゅんいちろう 日下俊一郎	郡山市自治会連合会 会計理事	
5	くまだのぶこ 熊田伸子	郡山女子大学 教授	
6	ぐんじやよい 郡司 やよい	一般社団法人福島県社会福祉士会	
7	しろいしかずひこ 白石田和彦	郡山市認可保育所長会 世話役	
8	すずきかける 鈴木 翔	公募委員	
9	すみこしまた 隅越 誠	一般社団法人郡山医師会 理事	
10	たかあらじゅん 高荒 淳	社会福祉法人南東北福祉事業団 南東北さくら館 施設長	
11	たかはしまさみつ 高橋 正光	郡山市民生児童委員協議会連合会 副会長	座長
12	たかばひでゆき 高羽 秀幸	郡山市公共職業安定所 所長	
13	たむらもとこ 田村 元子	公益社団法人福島県看護協会郡山支部 副支部長	
14	みずしまむつこ 水島 睦子	一般社団法人郡山歯科医師会 理事	
15	むらかみとおる 村上 徹	郡山市地域包括支援センター連絡協議会 副会長	職務代理者
16	わかまつかつあき 若松 克明	福島県弁護士会郡山支部	
17	わたなべあけみ 渡部 明美	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 事務局長	
18	わたなべくにこ 渡辺 久仁子	郡山人権擁護委員協議会	

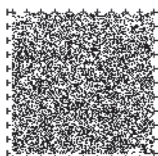




第4期郡山市地域福祉計画

2022（令和4）年3月

発行 郡山市
事務局 保健福祉部保健福祉総務課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 024-924-3822 FAX 024-924-2300
E-mail:hokenfukushi@city.koriyama.lg.jp
印刷 不二石橋印刷株式会社



この印刷物は、環境にやさしいFSC®認証紙と植物油インキ、UDフォントを使用しています。紙へリサイクル可